

大正区将来ビジョン 2025



大 阪 市 大 正 区

令和5年4月1日 制定

令和6年4月1日 改訂

令和7年4月1日 改訂

「大正区将来ビジョン2025」

目次

【はじめに】	3
第1章 計画の位置付け	5
計画の位置付け	5
第2章 区の概要	6
1 区の概要	6
2 区の人口に関する統計データ	7
第3章 計画策定の基本的方向性	9
1 時代・現状認識	9
2 区政の基本理念	9
(1) めざすべき将来像	9
(2) 計画の基本的方向性	9
(3) 基本的方向性を踏まえた4つの柱	9
(4) 4つの柱の重点取組	10
(5) さらに「ホッとなまち大正」へ	10
第4章 将来像を実現する4つの柱	11
1 健康で安心して暮らせるまち「大正」	11
(1) 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進	11
(2) 総合的な相談支援体制の構築	13
(3) 健康寿命の延伸	15
(4) 適切な生活保護の実施	17
(5) 人権の尊重	19
2 地域で支えあう安全なまち「大正」	21
(1) 災害への備え	21
(2) 地域安全防犯対策	23
(3) 空家等への対策	25
3 こどもの未来が輝くまち「大正」	27
(1) 安心して子育てできる環境づくり	27
(2) 未来を生きる力を育む環境づくり	30
4 にぎわいと魅力あふれるまち「大正」	33
(1) まちの活性化	33
(2) ものづくり企業の活性化	37
第5章 4つの柱を支える共通の取組	39
1 地域まちづくり実行委員会の活性化	39

2	地域活動の活性化.....	40
3	区民ニーズの把握.....	42
4	情報発信・伝達力の強化.....	44
5	行政デジタル化の推進による区民サービスの向上.....	46
6	区役所職員のスキル向上.....	48

【はじめに】

昭和7年10月に区制が施行された大正区は、令和4年10月1日をもって区制90周年の節目を迎えることができました。

今日に至るまで大正区を愛し、この素晴らしいまちを築いてこられた先輩諸賢、区民の皆様、そして区の発展にご尽力いただきました全ての人に心から敬意と感謝を申し上げます。

大正区一帯は、江戸時代から新田開発などによってまちの基礎が作られ、船番所が設けられ北前船が着船するなど、港町としても栄えました。

明治時代には「東洋のマンチェスター¹」と呼ばれた大阪の工業地帯の中心として工場が立ち並び、大いに発展しました。

その後、昭和に入り第二次世界大戦中の空襲や巨大台風による風水害で、この地域は甚大な被害を受けましたが、そのたびに力強く復興しました。

戦後は沖縄や九州・四国など日本各地からたくさんの人々が職を求めて移住してこられ、昭和40年には人口も9万5千人を数えましたが、産業構造の変化や少子高齢化など様々な要因により、現在は約6万人にまで減少しています。

日本全体の人口が減少傾向にある中で、大正区においても、今後大幅な人口増加は見込めません。

そうした社会状況の中で、大正区が持続可能な都市となるよう、まちのリノベーション²にいかに取り組むかが課題となっています。

大正区はたくさんの魅力あふれるひとや場所を有していて、まちをリノベーションするにあたり、非常に高いポテンシャル(潜在価値)を秘めており、再び多くの人や企業を呼び込めるチャンスはあると思います。

平成24年8月、区役所がまちづくりを総合的に担うという新しい市政運営が本格的にスタートし、大正区も将来像の実現に向けたまちづくりの方向性を示す「大正区将来ビジョン」を策定し、区民主体のまちづくりに取り組んできました。

今回策定した『大正区将来ビジョン 2025』では、これまでの将来ビジョンの進ちょくを踏まえるとともに、上記に述べた課題認識のもと、大正区にふさわしいまちづくりを、引き続き行ってまいります。

2025年度末までの大正区役所のビジョンとして、「人や文化が多様性に富み、幅広い世代が支え合いながら共に生きる」ホッとなまち大正の素晴らしさを基礎に、「安全・安心で、こどもの未来が輝き、愛着をもって住み続けられる、持続可能なまち」をめざすとともに、

¹ 当時の大阪は日本を代表する工業都市であり、産業革命を牽引したイギリスの工業都市マンチェスターになぞらえて、明治・大正・昭和にわたって「東洋のマンチェスター」とよばれた。

² 今あるものに手を加えて再生すること

「このまちのポテンシャルを活かし、新たなにぎわいと魅力を創り出す」ことにも挑戦してまいります。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な活動が制限されてきましたが、今後はポスト・コロナ³の社会環境に対応したまちづくりについても、大変重要な課題だと考えています。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に適応した取組を総合的に推進するとともに、区民の利便性向上のため行政手続のオンライン化をはじめとした DX(デジタルトランスフォーメーション)⁴を着実に進めます。

『大正区将来ビジョン 2025』の計画期間の最終年でもある 2025 年には、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに「大阪・関西万博」が開催されます。この万博の理念を実現するため、区民の皆様とともに未来に続くまちづくりを推進していきます。

また、区民の皆様に向けて万博に関する様々な広報活動等を展開し、一人でも多くの方に万博に対する興味や関心、期待感等を高めていただくよう、地域・企業等とも連携しながら機運の醸成を図るとともに、万博の理念の中心にある SDGs(エス・ディ・ジーズ)⁵の観点から、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めてまいります。



今後、本将来ビジョンに沿って、区役所職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 5 年 4 月 1 日
大 正 区 長 古 川 吉 隆

³ コロナ禍の後のこと

⁴ デジタル技術やデータを活用し、大胆に業務を見直すことによって、行政サービスの向上と業務効率化を図ること

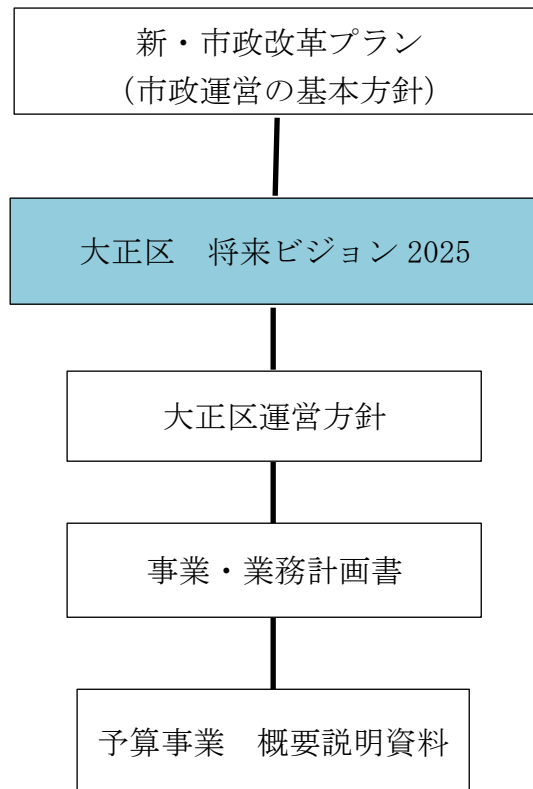
⁵ 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの

第1章 計画の位置付け

計画の位置付け

本計画は、「市政改革プラン」等全市的な方針を踏まえ、2018年度に策定した『大正区将来ビジョン 2022』を引き継ぎ、更に発展させた大正区のまちづくりの基礎となる計画であり、年度ごとに作成する区運営方針並びに事業・業務計画書の目標設定の根拠となる計画と位置付けています。なお、新たな計画期間については区長の任期や「大阪・関西万博」の開催年を考慮し、2023年度から2025年度までの3年間としています。

《計画のイメージ》



第2章 区の概要

1 区の概要

大正区は大阪市の南西部に位置して、海と川に囲まれた臨海工業地帯として発展してきました。

面積は9.43平方キロメートル、人口59,603人、30,421世帯（令和6年10月1日現在 推計人口）で、明治30年に市域に編入され、西区、港区を経て、昭和7年10月1日に大正区が発足しました。



区名は、区の北端にある「大正橋」にちなんでいます。

区の中心部には、区のシンボルである標高33メートルの「昭和山」を中心とした千島公園（11ヘクタール）があります。公園内は令和3年にリニューアルされた千島公園イベント広場「くさっパひろっパ」や自然豊かな憩いの場「昭和山はなのみち」等、多くの花と緑に囲まれ、春には区の花である「つつじ」をはじめ、たくさんの草花が公園一帯に咲き誇ります。

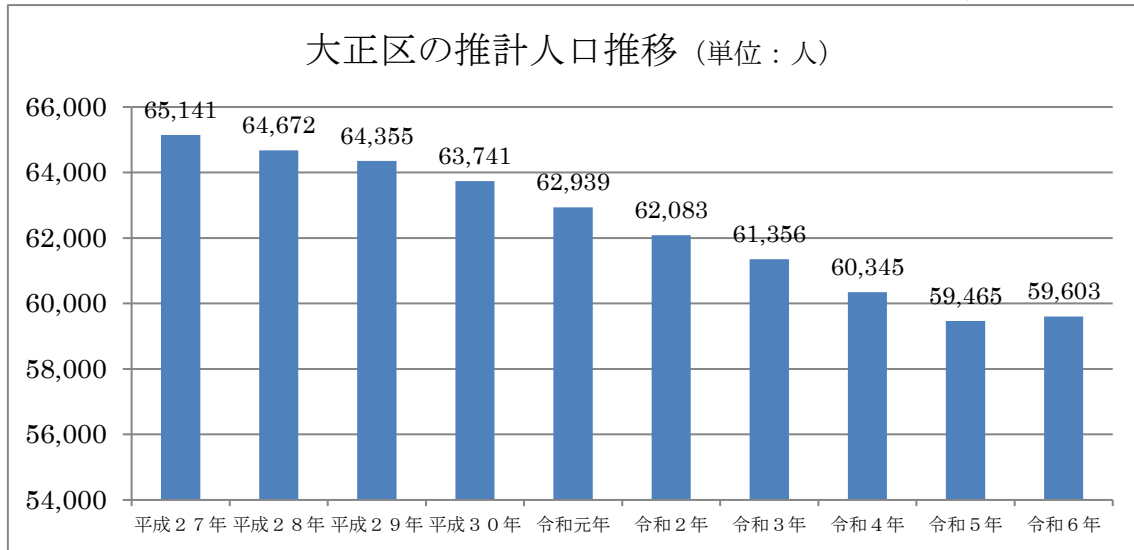
昭和山のふもとには、区総合庁舎、図書館併設のコミュニティセンター、体育館、多目的グラウンド等の公共施設が配置されています。

交通網は、区の北側にJR環状線とOsaka Metro長堀鶴見緑地線「大正駅」があります。また、区内移動及び近隣への移動に関しては、大阪シティバスが路線・本数ともに充実しており、急行バス路線も運行するなど、区民の足として機能しています。

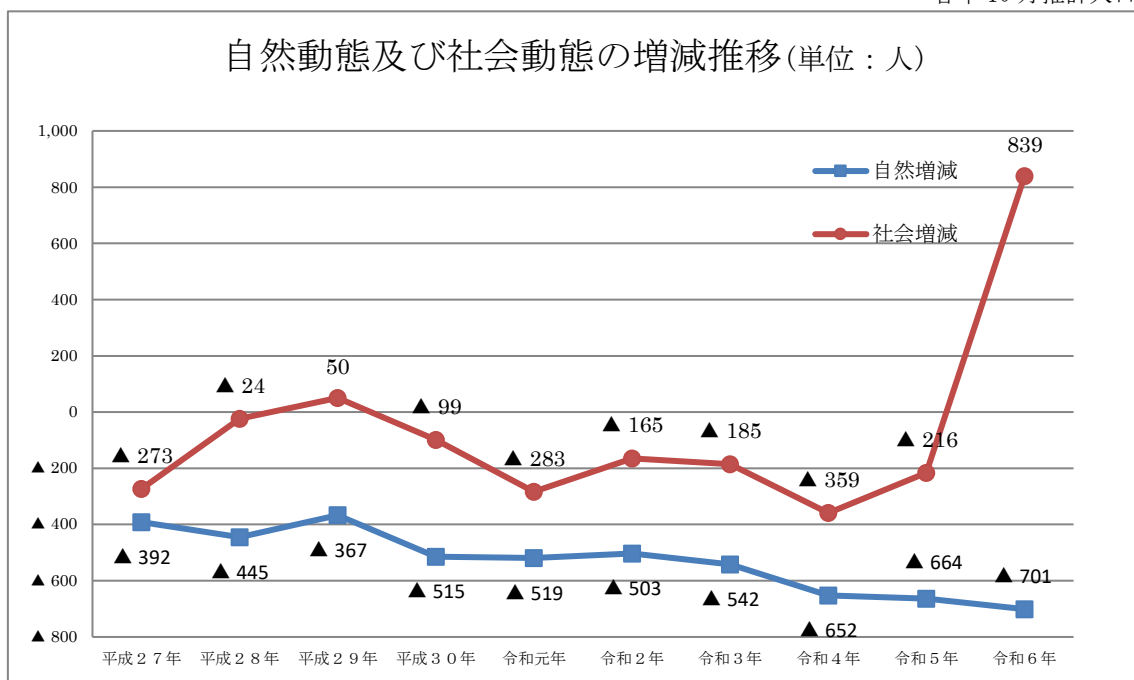
隣接区との連絡橋として「千本松大橋」「新木津川大橋」、「なみはや大橋」さらには区内連絡橋として大正内港に「千歳橋」が架かり、スムーズな交通の循環が図られています。また、令和4年に「ふね遺産」として認定された市内8か所の渡船のうち、7か所が当区に現存しており、これらは「動く橋」として運航され、区民に愛され、親しまれています。

2 区の人口に関する統計データ

各年 10 月推計人口



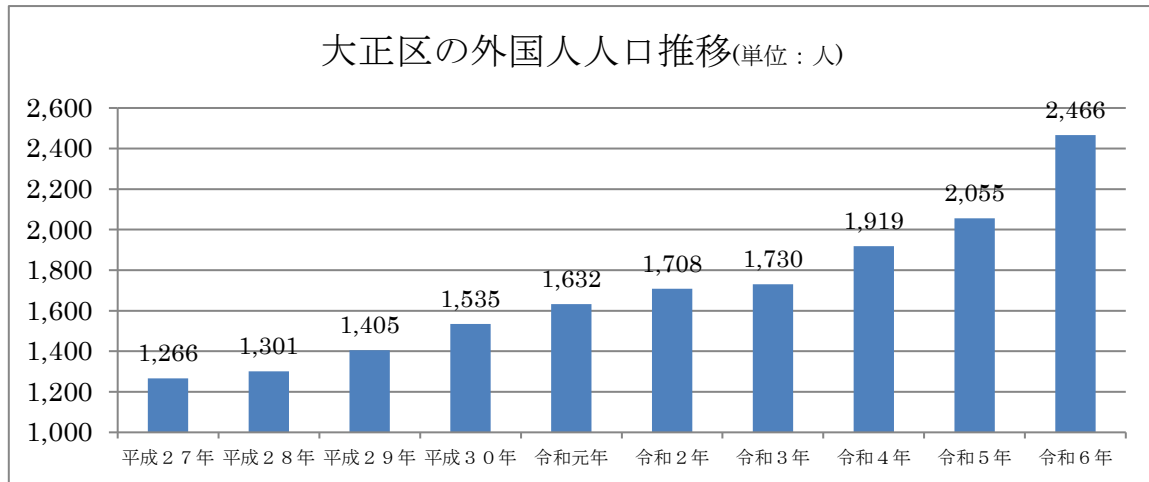
各年 10 月推計人口



大正区は大阪市の 24 区の中で最も人口の少ない区です。自然動態(出生・死亡による人口の増減)は、減少し続けています。一方、社会動態(転入・転出による人口の増減)は、平成 29 年に一時的な増加が見られたものの、その後は減少が続いていました。しかし、若年層の流入が急増したことで、令和 6 年には社会動態は再びプラスとなり、推計人口が前年比で 20 年ぶりに増加に転じました。

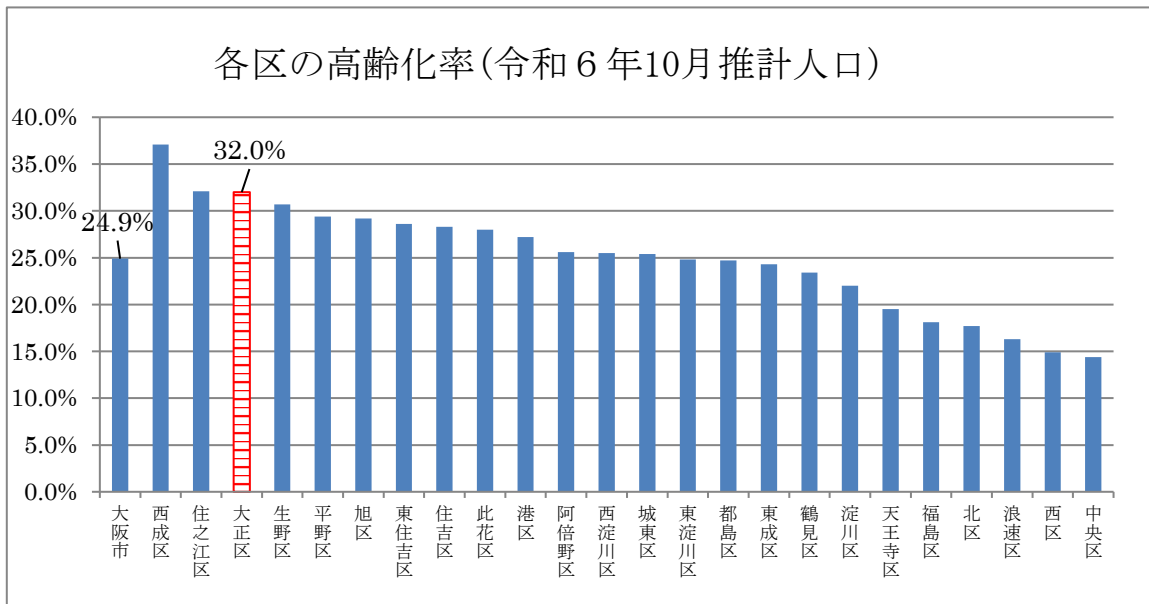
とはいえ、大阪市全体の人口は今後減少していくことが予想されていることから、大正区においても大幅な人口増は期待しにくい状況です。

そうした社会状況の中で、大正区が持続可能な都市となるよう、まちをリノベーションしていく必要があります。



区の推計人口の減少基調に反して外国人人口は平成27年以降増加し続けています。ポスト・コロナにおいて、大阪市では今後も高度人材や技能実習生等の流入が見込まれるとともに、2025年の「大阪・関西万博」を契機にさらなる増加が想定され、大正区においてもその影響があるものと考えられます。

少子高齢化、人口減少の時代において社会の活力を維持していくため、外国人住民を含むすべての人々が、最大限にその能力を発揮できるよう、国籍や出身地、文化の違いに関わらず、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合う多様性に富んだ社会を築いていく必要があります。



大阪市の中で3番目に高い高齢化率であり、大阪市平均よりも大幅に高くなっています。大正区の高齢化率については今後さらに高まり、令和22年には40%を上回る見込みです。

このような状況の中、少子高齢化の進行や社会経済状況の変化、地域におけるつながりの希薄化等を背景に、社会的孤立の広がり、市民生活における福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、支援が必要でありながら適切な支援につなげていない人をいかに把握し支えるかが課題となっています。

第3章 計画策定の基本的方向性

1 時代・現状認識

我が国経済においては、新型コロナウイルス感染症や世界的な物価高騰、エネルギー確保・供給に係るリスクなど、様々な課題に直面しています。また、我が国の人的資源を見ると、少子化や急速な高齢化の加速により生産年齢人口が減り続けており、女性や高齢者等の一層の労働参加が求められています。

こうした背景のもと、地方行政においては、財政の効率化、民間の発想・活力の活用、高齢者、障がい者、女性の社会参画をスピード感をもって進めていかねばなりません。

我が国はこれまで阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめ幾つもの大災害に見舞われてきました。それらの経験から、行政による「公助⁶」だけで命を救うことは困難であり、自分自身の命を守る「自助⁷」、お互いを助け合う「共助⁸」が重要であることが再認識されました。

近年、南海トラフ巨大地震の発生の可能性も高まっており、「公助」から「自助・共助」へのシフトを進めていくことが急務となっています。

2 区政の基本理念

(1) めざすべき将来像

人や文化が多様性に富み、幅広い世代が支え合いながら共に生きる「ホッとまち大正」。安全・安心で、こどもの未来が輝き、愛着をもって住み続けられる、持続可能なまちをめざします。また、このまちのポテンシャル(潜在価値)を活かし、新たなにぎわいと魅力を創り出すことにも挑戦します。

(2) 計画の基本的方向性

平成30年の大正区将来ビジョンの策定以降、頻発し激甚化している自然災害や、新型コロナウイルスの感染拡大、不安定な国際情勢の影響もあって、時代・社会の変化は予測がつかないものとなっています。

しかし、このような困難な状況の中でも、地域的心声を適切に把握し、ニア・イズ・ベター⁹の考え方のもと、個人や地域の実情、特性に応じたきめ細かい区政運営を行うことで、全ての人々に共通する基礎的生活を支え、区民の満足度を高めてまいります。

(3) 基本的方向性を踏まえた4つの柱

めざすべき将来像を実現するため、計画の基本的方向性を踏まえ、次の4つの柱を立て、それぞれの柱に応じた施策を推進していきます。

- ・健康で安心して暮らせるまち「大正」(主に福祉、健康、生活保護、人権)
- ・地域で支えあう安全なまち「大正」(主に防災、防犯、空家対策)
- ・こどもの未来が輝くまち「大正」(主に子育て、見守り)
- ・にぎわいと魅力あふれるまち「大正」(主にまちの活性化・ものづくり)

⁶ 区役所や消防、警察といった公的機関による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと

⁷ 家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分自身を守ること

⁸ 地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと

⁹ 住民に近いところで行われる決定ほど望ましいという地方分権の基本的な考え方

(4) 4つの柱の重点取組

区民が見守り支え合うくらしを充実させるため、日ごろの「地域福祉」と、いざという時の「安心・安全」を同時に実現する具体的な施策を推進していきます。

そのために、地域包括ケアシステム¹⁰や高齢者や障がいのある方の日ごろの見守り体制の構築、いざという時の支援を行う個別避難計画¹¹の作成など「自らの地域のことは自らの地域で決める」という考え方にに基づき、「自助、共助」の仕組みを中心に区政運営を行っていきます。

また、この地域で育ち、やがては地域を支えていくこどもたちに対しては「妊娠期から切れ目のない支援」、「居場所づくり」といった施策を通じて子育て・教育の充実を図ってまいります。さらに、各種健診の受診率向上や喫煙率改善等に取り組み、区民が自らの健康は自らで守るという認識と自覚を高めることで、大正区健康寿命の延伸をめざします。

一方、大正区ならではの魅力スポットを活用したまちのリノベーションに着手することでエリア価値の向上にも努めてまいります。

(5) さらに「ホッとまち大正」へ

大正区は、海と川に囲まれた地の利を生かし、明治時代から名だたる工場が立地するなど臨海工業地帯として発展してきた歴史的経過から、「ものづくりのまち」として、ものづくり企業を支え、また同企業に支えられながらまちをつくってきました。地域のコミュニティ活動が活発で、地域で助け合って生きるエネルギーに満ちたまちでもあります。

そのうえで、これまで培われてきたまちの歴史や良き伝統等はベースに置きつつ、この地域が持つ潜在的な価値を積極的に発掘・発信しながら、魅力あふれる大正区となるようまちのリノベーションといった新たな取組に着手しています。

こうした取組を通じて、安全・安心で居心地よく暮らせるまちづくり、また更なる魅力づくりを進めることで、「ホッとまち大正」をさらに発展させ、区民がずっと住み続けたいと思える持続可能なまちにしていきたいと思います。

以上の基本理念のもと、縦割行政を排しつつも区政運営のテーマを分野別にわかりやすく「見える化」するため、4つの柱ごとに将来ビジョンの各論としてまとめました。

次章で各論の詳細を述べるとともに、これらの柱を支える取組である「4つの柱を支える共通の取組」については第5章で述べてまいります。

¹⁰ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制

¹¹ 災害時に高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な要援護者ごとに作成する避難支援のための計画

第4章 将来像を実現する4つの柱

1 健康で安心して暮らせるまち「大正」

(1) 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進



ア 現状と課題

大正区の高齢者人口（65歳以上）は令和2年の国勢調査結果と令和5年の推計人口年報（各年10月1日）を比較すると、20,040人から19,302人と減少していますが、人口も減少していることから、高齢化率は32.2%から32.5%と上昇しており、単独世帯の高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、高齢の親と障がいのある子の複合的な問題を抱えた世帯が増加しているのも現状です。また、障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えています。

このように少子高齢化の進行や社会経済状況の変化、地域におけるつながりの希薄化等を背景に、社会的孤立の広がり、市民生活における福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、支援が必要でありながら適切な支援につながらない人をいかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

今後の地域福祉のめざすべき方向性として、地域に暮らす全ての人が自分らしく安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくために、地域の強みである発見力と見守り力、専門職の強みの双方を生かせるネットワークづくりと包括的な支援体制を構築する必要があります。

イ めざすべき将来像

「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、区民ニーズや地域特性に応じた地域福祉を推進するための計画である地域福祉ビジョンに基づく地域福祉が推進され、地域から孤立せずその人らしい生活を送れるように気にかける地域づくりが進んでいる状態

かつ「互いにつながり支え合うことにより、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」に取り組み、包括的な支援体制が確立されている状態

ウ 施策

区民、地域活動団体、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を分担し、連携・協力していくことが必要であり、その理念に基づいて策定した「地域福祉ビジョン」に基づき地域福祉を推進します。

なお、令和4年度に中間見直しを行った「大正区地域福祉ビジョン ver.2.1」は令和6年度までの計画となっているため、令和7年度から3年間の新たな取組を「大正区地域福祉ビジョン ver.3」として策定しました。

エ 施策目標

「互いにつながり支え合うことにより、だれもが自分らしく安心して暮らせるまちであると感じる」と回答した割合（区民意識調査）

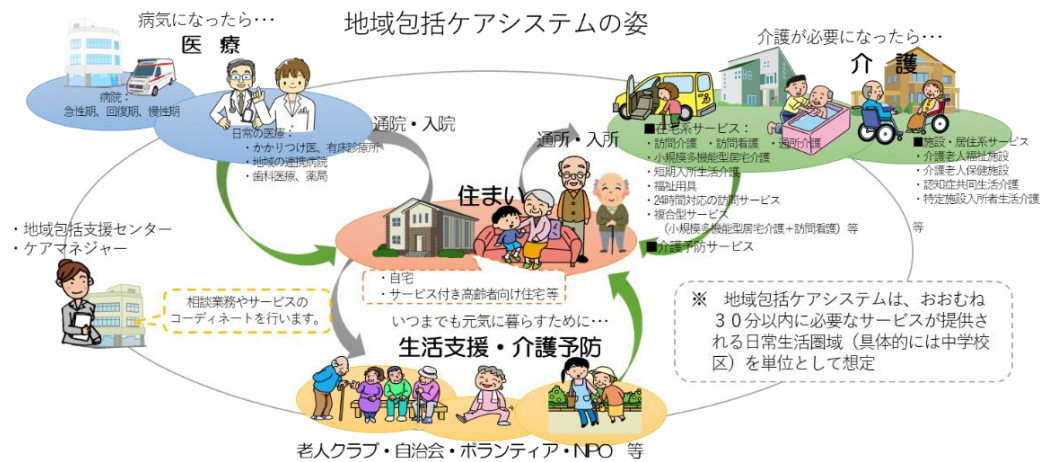
【現状値】令和4年度 59.3%→令和5年度 67.9%→令和6年度 65.9%

【目標値】令和7年度 70%

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア) 地域包括ケアシステムの構築



1

(イ) 障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実

- ・障がいのある方、その家族、事業所等を対象に無料相談会(毎月)を実施
- ・困難事例や情報を共有し、関係機関の支援体制を整える(自立支援協議会)

(ウ) 日ごろの見守り活動体制の構築

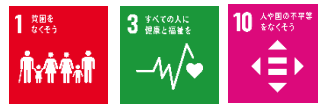
- ・区内全10地域で「日ごろの見守り」体制の構築
- ・日ごろの見守りから「いざという時の見守り体制」(災害発生時の避難支援)への連携
- ・民間企業と連携した見守りの実施



日ごろの見守り

(エ) 地域福祉施策・事業にかかる専門職等からの意見聴取(地域福祉推進会議)

(2) 総合的な相談支援体制の構築



ア 現状と課題

ひとつの世帯で複合的な課題（高齢者・障がい者・子ども・生活困窮等複数の福祉施策で解決すべき問題）を抱え、既存の相談支援の仕組みでは解決できない支援困難事例については、それぞれの施策分野ごとの支援関係機関が関わってはいるものの、機関間の連携が不十分なため、包括的で適切な支援となっていない場合があります。

そのため、区役所が調整役となり、分野横断的な連携によって、どこからアクセスしても包括的な支援につなぐことができる「ワンストップの相談支援」の構築や自ら支援を求めることが困難な世帯へはアウトリーチ¹²での対応を図り、早期発見、迅速な支援につなげています。

イ めざすべき将来像

支援を必要とする世帯が、包括的な支援を受けられる状態

ウ 施策

支援関係機関等の「顔の見える関係づくり」を推進し、連携の強化を図ることにより、相談支援体制の充実をめざします。また、支援関係機関等の連携により、支援を必要とする世帯に対し、包括的な支援を提供していきます。

エ 施策目標

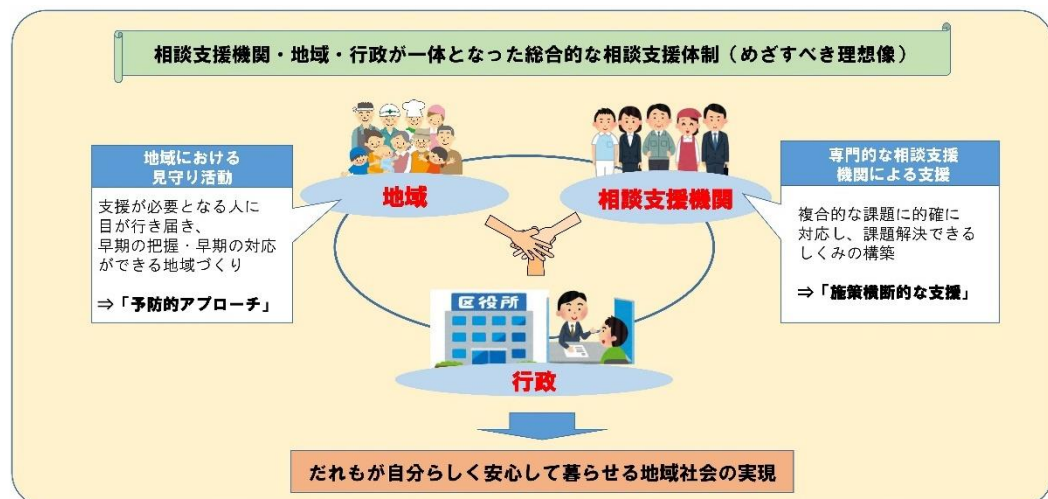
複合的な課題を有する相談事例について、支援関係機関等の連携による包括的な支援につなげることができた割合

【現状値】令和3年度 100%→令和4年度 100%→令和5年度 100%

【目標値】令和7年度 100%

オ 主な事業・業務計画

（詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。）



（ア）地域包括ケアシステムの構築

（イ）障がい者・高齢者への虐待防止

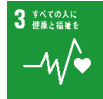
・ 障がい者、高齢者の虐待対応、障がい者、高齢者虐待防止連絡会の開催

¹² 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること

- (ウ)障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実（自立支援協議会）
 - ・地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するための協議会の開催
- (エ)児童への虐待対応・防止
 - ・家庭児童相談（心理相談含む）
- (オ)生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立相談支援事業）
 - ・生活困窮者を早期に把握し、複合的な課題に包括的・一元的に対応する自立相談支援機関窓口による相談対応
- (カ)生活困窮者への支援体制の強化
 - ・関係機関との会議による連携・支援方法の検討

(3) 健康寿命の延伸

ア 現状と課題



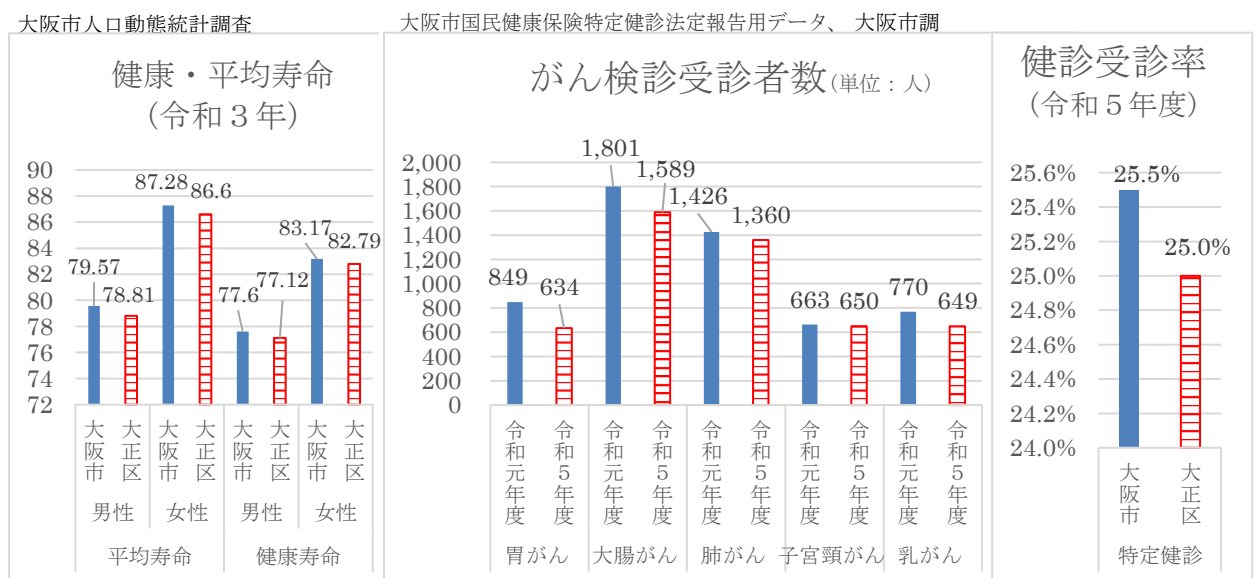
大阪市では「すこやか大阪 21(第3次)」において健康寿命の延伸を全体目標とし、生活機能の維持・向上、ライフステージ¹³に応じた生活習慣の改善、健康を支え守るための地域づくりを基本的な方向性としています。

また、これらは「大阪・関西万博」のサブテーマである「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」につながるものでもあります。

大正区においては、大阪市で3番目に高齢化率が高く、区民の健診の受診率についても、胃がん検診、大腸がん検診を除いて大阪市平均より低い状況にあります。

また、喫煙率も高く、多量に飲酒される方も多いことから、これらが平均寿命・健康寿命ともに大阪市平均を下回る一因になっていると考えられます。こうした現状の改善に向けた取組を進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルスの影響による受診控え等により、がん検診の受診者数¹⁴が減少しているため、まずは、感染症拡大前である令和元年度の水準よりも高めていく必要があります。



イ めざすべき将来像

区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健診やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、積極的に社会参加することで健康を維持している状態

ウ 施策

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、区民の生活習慣の改善を促すとともに特定健診・がん検診の受診勧奨による受診率の向上を図ります。

また、「大阪・関西万博」に向けて「受動喫煙ゼロ」をめざす大阪府の方針を踏ま

¹³ 人生の変化を節目で区切ったそれぞれの段階

¹⁴ ここで示すがん検診受診者数は、全住民のうち大阪市が実施するがん検診を受けた人数であり、職場でのがん検診や任意の人間ドック等は含まない。(大阪市では、職場等ではがん検診を受ける機会がない方を対象としてがん検診を実施している。)

え、喫煙率改善のための取組を行います。これらを通じ、区民の健康増進・健康寿命の延伸をめざします。

エ 施策目標

(ア)「食生活の改善に取り組んでいる」と回答した割合(区民意識調査)

【現状値】令和4年度 44.4%→令和5年度 42.3%→令和6年度 47.7%

【目標値】令和7年度 (策定当初) 45%→(変更後) 47.7%以上

(イ)「健康の維持・増進に主体的に取り組んでいる」と回答した割合(区民意識調査)

【現状値】令和4年度 77.2%→令和5年度 75.7%→令和6年度 71.6%

【目標値】令和7年度 80%

(ウ)特定健診受診者の喫煙率

【現状値】令和3年度 男性：33.6%、女性 13.5%

→令和4年度 男性：35.3%、女性 12.0%

→令和5年度 男性：34.3%、女性：14.1%

【目標値】令和7年度 男性：30%、女性 10%

(エ)特定健診受診率、がん検診受診者数

・特定健診受診率

【現状値】令和3年度 22.5%→令和4年度 23.1%→令和5年度 25.0%

【目標値】令和7年度 30%

・がん検診受診者数

令和6年度よりがん検診(胃がん)の対象者は40歳以上から50歳以上に変更になります。

【現状値】令和4年度 胃がん 545名(50歳以上)、大腸がん 1,630名、肺がん 1,303名、子宮頸がん 659名、乳がん 569名

→令和5年度 胃がん 571名(50歳以上)、大腸がん 1,589名、肺がん 1,360名、子宮頸がん 650名、乳がん 729名

【目標値】令和7年度 胃がん 705名以上、大腸がん 1,801名以上、肺がん 1,426名以上、子宮頸がん 663名以上、乳がん 770名以上

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)がん・生活習慣病予防対策の推進

・地域健康講座・健康相談の開催、禁煙啓発、生活習慣病予防(食事、飲酒、睡眠、運動等)の啓発

(イ)食育の推進

・食育講座、食育展の開催

(ウ)区民の健康増進及び健康づくりの人材育成

・健康づくり、介護予防、禁煙等の連続した健康講座の開催

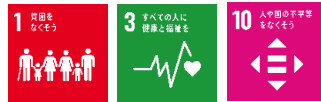


健康体操



健康展

(4) 適切な生活保護の実施



ア 現状と課題

大阪市の生活保護受給率は、令和元年度からの比較では減少傾向にありますが、当区においては、令和6年度は前年度に比較して市平均よりも大きく減少しています。(令和6年10月現在保護受給率 大阪市 7.08% 大正区 8.42%)

生活保護制度は生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としていることから、支援が必要な方に対して適切に保護を行うことはもちろんのことですが、1日も早く自立できるよう支援を行っていく必要があります。

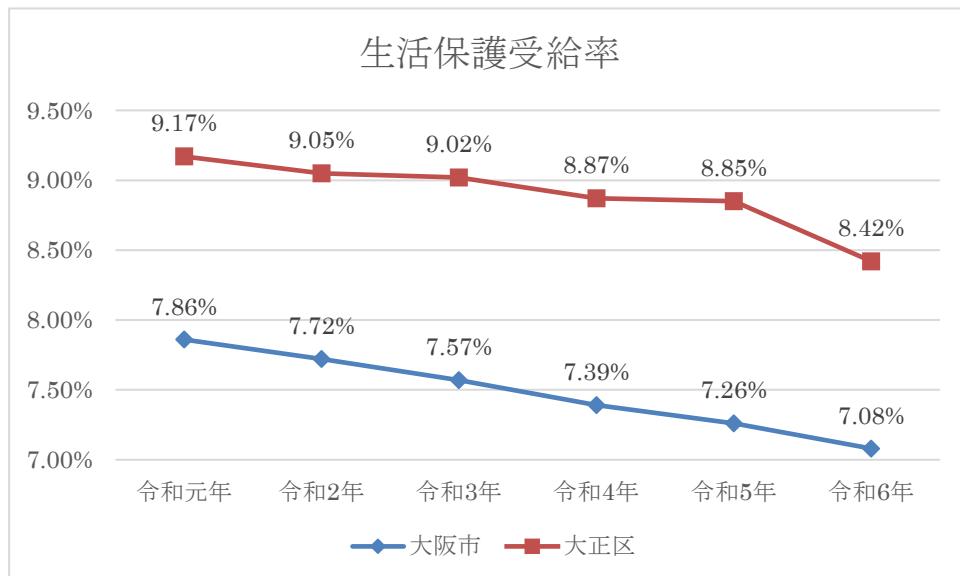
当区では、就労支援事業として、民間事業者に委託している「総合就職サポート事業」とハローワークの常設窓口を活用する「生活保護受給者等就労自立促進事業」を行っています。

稼働能力がありながら不就労である就労支援対象者が就労支援事業を利用した活用率は、令和3年度 78.3%、令和4年度 71.3%、令和5年度 70.9%であることから、稼働能力の活用が必要な受給者に対する就労支援が一定以上行われています。

しかし、就労支援対象者は、これまで就労経験がない等社会性に問題のあるケースも多く、就労しても短期間で離職をしてしまうため、就労への意欲喚起や継続就労に向けた効果的な支援により、定着率を向上させる必要があります。

また、未申告就労等の不正受給が発覚するケースがあり、生活保護制度への市民の信頼を得るためには毅然と対応する必要があります。

大阪市調 (各年10月末日時点)



イ めざすべき将来像

適正かつ迅速に生活保護が実施され、速やかな就労支援により自立を促されている状態

ウ 施策

生活困窮者自立相談支援窓口（インコス大正）や地域包括支援センター等関係機関と連携し、自立を促す適正な支援を行うとともに、不正受給に対する厳正な対応を行います。

また、ケースワーカーや査察指導員の指導援助技術を向上させ、職員全体のレベルアップを図ることができるよう、研修の実施とともに、業務の標準化・マニュアル化を進めていきます。

エ 施策目標

稼働年齢世帯数に対し、自立廃止した世帯数の割合

【現状値】令和3年度 3.5%→令和4年度 2.3%→令和5年度 3.8%

【目標値】令和7年度（策定当初）3.5%以上→（変更後）3.8%以上

オ 主な事業・業務計画

（詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。）

（ア）適正な保護の実施

（イ）生活保護担当職員のスキルアップ（職員の質向上）
に向けた研修の実施



(5) 人権の尊重

ア 現状と課題



人権とは人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、全ての人が幸福な人生を送るために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。

また、いつでも、どこでも、だれでも、そして平等に保障されるべきものであり、日本国憲法において、基本的人権の尊重は国民主権や恒久平和とともに、三大原則の一つとして大きく掲げられています。

昨今、インターネット上の人権侵害が社会問題になっており、また、女性差別、児童虐待やいじめ、体罰等のこどもに対する人権侵害、高齢者への人権侵害、障がい者差別等その内容も複雑多様化しています。

人権尊重のまちづくりは、区民一人ひとりの自覚はもとより家庭や職場、さらには地域社会において、あらゆる差別を「しない、させない、許さない」不断の努力により実現するものです。

そのため、「誰か」のことではなく「自分」のこととして考えるとともに、他人との違いを認め合い、全ての人の「人権が尊重されるまち」をみんなで築いていく必要があります。

また、明治時代以降の産業の発展に伴い、沖縄や九州・四国など日本各地から大正区に職を求めて移住した人々が多く、その出身地の文化や歴史を今も伝えています。また、外国人人口も年々増え、今後も増加が見込まれます。

2025 年の「大阪・関西万博」を契機に、大正区民がそれぞれ異なる文化や歴史を持ちながら、互いに尊重し合い、共に生きることができるまちづくりを進めていく必要があります。

イ めざすべき将来像

市民一人ひとりが人権について学び、お互いの人権が尊重される状態

ウ 施策

(ア) 1983 年 2 月 21 日、浪速区と大正区の境を流れる木津川に架かる大浪橋の橋梁に、差別落書きが行われるという悪質な人権侵害事件が発生したことを契機に浪速区、西区、港区、大正区の合同で取り組んでいる人権展を引き続き開催するとともに、人権啓発推進員を軸とした各種地域団体と連携して地域に根差した自律的な人権啓発活動を促進していきます。

(イ) 言葉や文化の違いから生じる外国人に対する偏見や差別の解消をめざして人権啓発活動に取り組みます。

エ 施策目標

「人権が尊重されているまちだ」と回答した割合

(区民意識調査)

【現状値】 令和 4 年度 77%→令和 5 年度 75.9%→令和 6 年度 67.4%

【目標値】 令和 7 年度 77%以上

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア) 人権啓発推進事業

- ・ 浪速・西・港・大正の4区合同人権展の開催



2 地域で支えあう安全なまち「大正」

(1) 災害への備え

ア 現状と課題

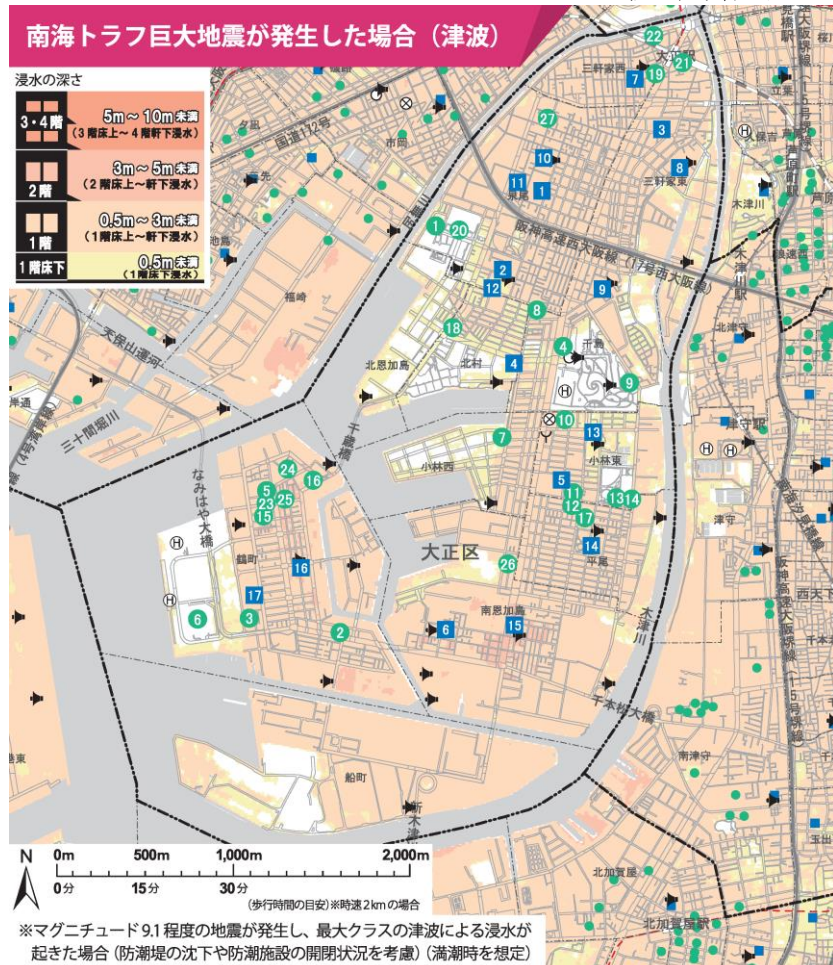


東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等、近年の様々な災害の教訓から、地震や台風等による大規模災害の発生時には、行政の「公助」だけでは迅速な対応は困難であることから、まず自分自身の命や身を守る「自助」、そして地域の住民同士がお互いに助け合う「共助」の行動が重要です。

大正区では、区内全10地域において策定されている地区防災計画に基づく自主防災組織の体制整備を図るため、各地域災害対策本部に対し防災用物資の配備にかかる支援等を実施しているほか、令和3年度には区役所と地域の協働により地域ごとの「津波避難マップ」の作成・全戸配布を実施する等、地域コミュニティ¹⁵における「自助」と「共助」の推進に取り組んでいるところです。

近年頻発する様々な災害の発生に備え、引き続き、地域コミュニティ組織を核とした地域防災訓練等による区民の防災意識の向上や、男女及び要配慮者等のニーズに配慮した避難所運営等、自主防災組織の災害対応力の強化を図りながら、「大阪・関西万博」の開催による外国人観光客の増加を見据えた防災啓発を行うなど、「自助」・「共助」・「公助」の推進に取り組むことが必要です。

津波浸水想定区域図（南海トラフ巨大地震）が発生した場合（大正区水害ハザードマップより）



南海トラフ巨大地震が発生した際に、防潮堤が閉まらず、満潮時であった場合、大正区内のほぼ全域が浸水被害を受けると想定されています。

¹⁵ 地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まり

区民モニターアンケート項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
津波の際にどの建物に避難するかを知っている	71.3%	76.8%	69.7%	65.2%	79.7%	68.0%
危機事象ごとの計画やマニュアルが作成されていることを知っている※	—	44.9%	60.3%	44.1%	33.9%	22.6%

※平成 29 年度以降は、区及び地区防災計画が作成されていることを知っているかという設問に変更し、どちらも知っている人の割合としています。

区民意識調査項目※	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
津波の際にどの建物に避難するかを知っている	66.0%	67.7%	74.3%	68.9%	66.4%	74.7%
区及び地区防災計画が作成されていることを知っている	18.0%	21.1%	24.4%	—	—	—

※平成 30 年度より調査方法を見直し、区民モニターアンケート（平成 29 年度登録者数 194 名）から、区民意識調査（住民基本台帳から無作為抽出した大正区民 1,500 名）に変更しました。

イ めざすべき将来像

区民や各種地域団体・企業等が一体となって、災害時に支えあい、安全に避難できる状態

ウ 施策

区民の防災意識の向上や地域の自主防災組織の体制整備により、「自助」・「共助」の意識を高めるとともに、医療機関と連携した医薬品等のローリングストック¹⁶を行うなど、「公助」の整備を図ります。また、令和 4 年度からおおむね 5 年程度で作成する「個別避難計画」について、地域の自主防災組織や日ごろの見守り活動を行っている見守り推進員等との連携を図りながら、地域と協働で取り組みます。

さらに、南海トラフ巨大地震が発生した際に、大正区が津波の甚大な被害を受けた場合でも、区外の津波の影響を受けない区域で避難生活を確保するための「2 次避難計画」の策定について、危機管理室や避難先の区役所と連携を図りながら検討を進めていきます。

エ 施策目標

令和 4 年度からおおむね 5 年程度で、地域との協働により、全地域で個別避難計画を策定し、地域コミュニティにおける避難体制を確立する。

【現状値】令和 3 年度 0/10 地域→令和 5 年度 4/10 地域→令和 6 年度 6/10 地域

【目標値】令和 8 年度 10/10 地域

オ 主な事業・業務計画

（詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。）

（ア）いざという時に備えた「自助」「共助」の推進

- ・個別避難計画の作成、津波避難の啓発
（「津波避難マップ」の更新・全戸配布）
（外国人向け津波避難啓発「おもてなし防災」ツールの配布）

（イ）地域防災力の向上にかかる「公助」の充実

- ・防災用物資等の支援、防災訓練の実施
- ・医薬品等ローリングストック

（ウ）地域防災リーダーの育成

- ・技術訓練の実施、装備品の支給



外国人向け津波避難啓発「おもてなし防災」ツール

¹⁶ 備蓄用医薬品等の購入費用を区役所が負担し、病院が確保・管理するという協力体制のもと、病院が日頃から管理している医薬品等と併せて、日常の診療で使用しながら補充を行い、災害時の医薬品等の供給に備えること

(2) 地域安全防犯対策

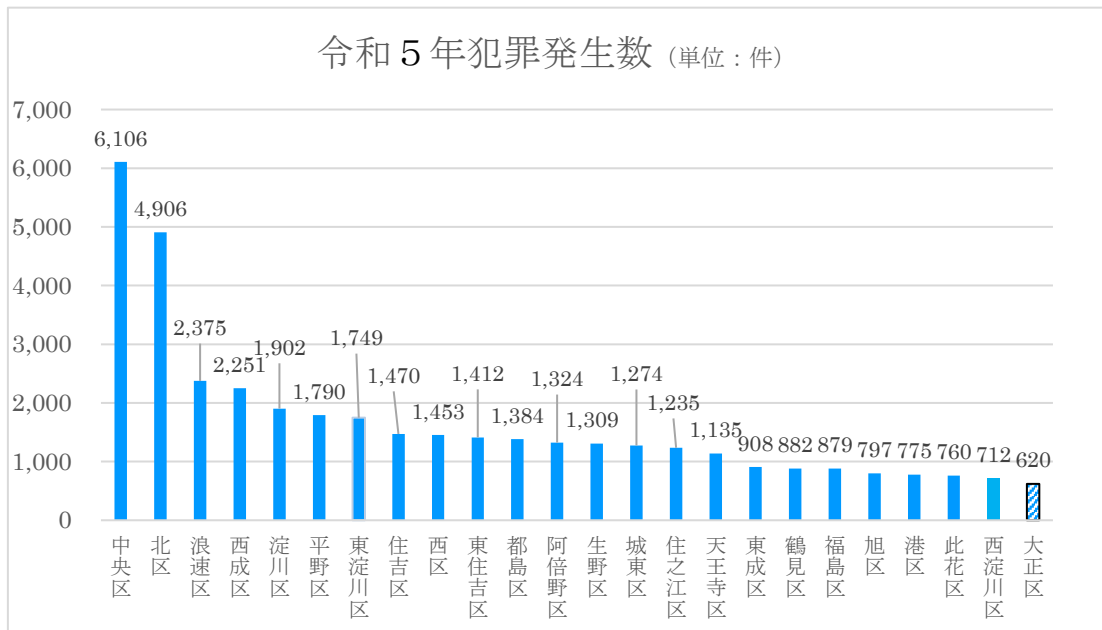


ア 現状と課題

犯罪被害のない、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、区民や地域、企業、警察、その他関係団体が連携し、一体となって取組を展開する必要があります。

令和5年の犯罪発生件数は、大阪市の24区で大正区が最も少ない状況ですが、近年増加している高齢者を狙った特殊詐欺被害防止や、こどもの登下校時の安全確保等、引き続き区民の防犯意識の向上にむけた啓発を行い、地域や学校を含めた関係機関と連携し、犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組む必要があります。

大阪市調



イ めざすべき将来像

安全で安心して暮らせるまちづくりが進んでいる状態

ウ 施策

こどもからお年寄りまで区民の安全安心を支えるため青色防犯パトロール車両による巡回、こども110番の家運動の推進、通学路の安全点検や、建設局と連携した放置自転車対策による環境整備等に取り組みます。

また、区役所と大正警察署、大正消防署との間で締結した「大正区安全安心なまちづくりに関する協定書」に基づき、相互に連携・協力した取組を進めていきます。

一方で、地域コミュニティ組織によるこどもの見守り活動や、見守りカメラ等の設置・維持管理、地域が所有する青色防犯パトロール車両による巡回等の自主防犯活動との連携等、地域や関係機関と一体となって地域防犯力の向上に向けた取組を実施することで区民の防犯意識の向上を図り、いざという時の「自助」・「共助」を推進します。

エ 施策目標

「こども 110 番の家・青色防犯パトロール車両による巡回・通学路の安全点検の取組が安心・安全なまちづくりに効果があると感じている」と回答した割合(区民意識調査)

【現状値】令和4年度 75.6%

→令和5年度 79.7%

→令和6年度 73.8%

【目標値】令和7年度 (策定当初) 76%→(変更後) 79.7%以上を維持

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)地域防犯・安全対策の推進

(イ)放置自転車対策



青色防犯パトロール



放置自転車対策

(3) 空家等への対策

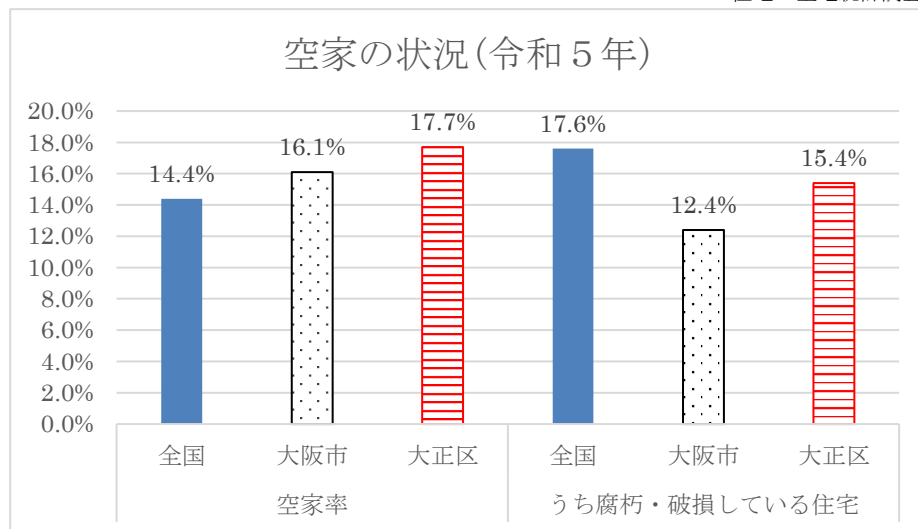
ア 現状と課題



令和5年住宅土地統計調査による大正区の空家数は6,250戸、空家率は17.7%と全国平均、大阪市平均に比べ高い水準にあります。また空家のうち、腐朽・破損している住宅の割合は15.4%と全国平均より低いものの、大阪市平均より高くなっています。なお、利用・流通に供されていない区内の住宅の割合は35.4%です。

特に腐朽・破損が著しい空家（特定空家）は、放置することにより崩落や倒壊等により人の身体・生命に危険を及ぼすとともに防災面（地震による倒壊等）や防犯面（不法侵入・放火等）のリスクが高まるおそれがあり、安心・安全なまちづくりの観点からも、是正に取り組む必要があります。

住宅・土地統計調査



イ めざすべき将来像

- ・ 特定空家等が減少した状態
- ・ 遊休不動産が再生している状態

ウ 施策

空家等の適切な管理を促進するために、空家等対策の相談窓口の設置、空家に関する広報の充実を図ります。また、管理不全空家¹⁷等や特定空家等に関する通報等に対する受付、現地確認、所有者調査や助言・指導等を実施することで、まちの環境改善を図り、区民の不安を軽減していきます。

エ 施策目標

(ア) 区内の空家率(住宅土地統計調査/5年ごとに調査実施)

【現状値】平成30年度 19.6% (大阪市平均 17.1%)

→令和5年度 17.7% (大阪市平均 16.1%)

【目標値】(策定当初) 令和5年度 大阪市平均以下

→(変更後) 令和10年度 大阪市平均以下

¹⁷ 放置されれば特定空家等になる可能性のある空家

(イ)「周辺の特特定空家等に不安等を感じている」と回答した割合(区民意識調査)

【現状値】令和4年度 38.5%→令和5年度 42.1%→令和6年度 36.6%

【目標値】令和7年度 20%

(ウ)特定空家の件数増加の抑制

【現状値】令和3年度 25件→令和4年度 27件→令和5年度 27件

【目標値】令和7年度 33件未満※

※目標値については大阪市空家等対策計画(第2期)及び大正区空家等対策アクションプラン(第2期)により全市的に設定しています。

(エ)特定空家等の解体や補修等による是正件数

【現状値】令和3年度 19件→令和4年度 14件→令和5年度 7件

【目標値】令和7年度 10件以上を維持

(オ)空家相談員への相談につなげた件数

【現状値】令和3年度 11件→令和4年度 20件→令和5年度 10件

【目標値】令和7年度 (策定当初)15件→(変更後)20件以上を維持

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)特定空家等の是正

- ・空家相談員による空家相談会

(イ)いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策

- ・関係機関との連携による適正化に向けた対応

(ウ)エリア価値の向上に向けた地域活性化事業

- ・遊休不動産の再生促進

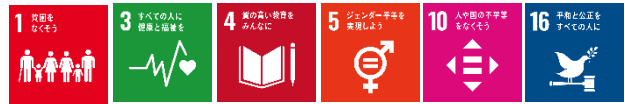


遊休不動産の再生

3 こどもの未来が輝くまち「大正」

(1) 安心して子育てできる環境づくり

ア 現状と課題



少子化や核家族化の進行や都市化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一層、地域コミュニティが希薄化し、子育て世帯を取り巻く環境が変化する中で、家庭や地域における子育て世帯の機能の低下、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等といった問題が生じています。

また、児童虐待の相談対応件数は引き続き高い水準で推移しています。

児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けたこどもが自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要となっています。

大正区では、妊娠期から乳幼児健康診査においては保健師を主な窓口とする子育て相談を行うとともに、家庭児童相談員等による家庭児童の福祉に関する相談を行い、子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て情報を発信しています。また、こどもとその世帯への気づきを保健福祉の支援につなげる「就学前（4・5歳児）こどもサポートネット事業」及び「こどもサポートネット事業」を実施しており、妊娠期から中学生までの切れ目ない支援体制である「大正区版ネウボラ¹⁸」を進めてきたところです。

その中で、こどもの発達特性に応じた保護者の関わり方や、生活困窮・ネグレクト¹⁹など家庭状況によるこどもへの影響が課題として見えてきました。

子育て中においては、喜びを感じることもあれば、こどもの年齢や個性に応じて思うようにいかない不安が生じたり、家庭のライフスタイルに応じた利用できる支援制度がわからないことにより、家庭だけでは、問題が解決しにくいこともあります。

そのため、多様な保育サービスの内容やその利用方法、支援制度に関する情報について、広報紙、ホームページ、SNS（フェイスブック、エックス(旧ツイッター)、ライン、インスタグラム)等を通じて発信を行うなど、ICT²⁰を活用した子育て支援に関する情報発信機能の強化を図っていく必要があります。

イ めざすべき将来像

こどもや家庭に寄り添った支援を行い、安心して子育てができる状態

ウ 施策

令和6年4月より、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉双方の連携・協働を深め、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行うことで相談支援体制の充実・強化を図る目的でこども家庭センターの運営が開始されました。虐待への予防的な関わりから個々

¹⁸ フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味

¹⁹ 養育の怠惰、拒否（適切な食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車や家に置き去りにすることなど）

²⁰ インターネットを通じて情報をやり取りする技術

の家庭の課題やニーズに応えるために必要なサービスや地域資源を組み合わせサポートプランを作成し、関係機関と連携しながら効果的な支援を行います。

引き続き、「就学前（４・５歳児）こどもサポートネット事業」においては、区内の保育施設等へ積極的なアウトリーチ（訪問支援）を行い、こどもや家庭の状況を把握するとともに、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、適切な支援につなげていきます。また、各保育施設等への子育て情報・相談窓口の広報や啓発活動を充実させ「大正区版ネウボラ」の仕組みの充実・強化をより一層図ります。

さらに、ICTを活用した子育て支援に関する情報発信機能の充実・強化を図るとともに、現状、構築した地域や保育施設等との子育ての関係機関とのネットワークを活用し、乳幼児期からの生活や健康状況を把握し、養育環境が深刻化される前に家庭の育児をサポートし、安心して子育てできる支援体制の充実を一層進めていきます。

エ 施策目標

(ア)「就学前（４・５歳児）こどもサポートネット

事業」により、支援機関につないだ割合

【現状値】令和３年度 100%→令和４年度 100%

→令和５年度 100%→令和６年度 100%

【目標値】令和７年度 100%

(イ)「子育て相談窓口が区役所にあることを知っている」と回答した割合

(区民意識調査)

【現状値】令和４年度 53.1%→令和５年度 50.0%

→令和６年度 60.2%

【目標値】令和７年度 70%

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)プレパパ・プレママレッスンの開催

- ・出産を迎えるパパ・ママへのセミナーの開催

(イ)乳幼児健康診査等の実施

(ウ)児童への虐待対応・防止

- ・要保護児童対策地域協議会の運営
- ・家庭児童相談（心理相談含む）
- ・ヤングケアラー相談窓口
- ・サポートプランの作成

(エ)子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て支援

- ・教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援の実施

(オ)「こどもサポートネット」の実施

- ・学校において支援の必要なこども（世帯）を発見する仕組みを活用し、必要な支援へつなぐ。



子育て応援フェア

- (カ)就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業(大正区版ネウボラ)
- ・妊娠期から小学校への切れ目のない支援につなぐ「大正区版ネウボラ」の仕組みを活用し、4、5歳児の状況を把握の上、必要な支援につなぐ。
- (キ)保育所入所事務
- (ク)子育て支援機関とのネットワーク強化
- ・保健師、栄養士による育児相談、
子育て支援機関との情報共有



子育て応援フェア

(2) 未来を生きる力を育む環境づくり



ア 現状と課題

平成 28 年度に実施された「大阪市子どもの生活に関する実態調査」においては、「世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、学習理解度に影響を与えていること」や、「ひとり親家庭の経済状況が厳しいこと、若年出産の世帯が貧困に陥るリスクが高いこと」等の実態が明らかとなっています。

このことは、支援が必要なこどもや子育て世帯には複合的な課題が存在することが多いという背景があり、こういった状況に対応するには、こどもとその世帯の両方に着目し、こどもが多く時間を過ごす学校と、保健福祉制度等の行政窓口である区役所や地域・関係機関と連携する必要があると考えられます。

平成 30 年度から市立小学校、中学校等において、課題を抱えたこどもや子育て世帯を発見し、区役所と学校園が連携し、教育分野、保健福祉の制度、及び地域・関係機関への適切な支援につなぐ「こどもサポートネット事業」を実施しています。

とりわけ学習や登校の支援が必要とされた児童・生徒に対しては大正区独自の取組である「学習・登校サポート事業」により、こども一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。しかしながら、不登校等の課題を抱えるこどもについては支援につながりにくい傾向が見受けられることから、このようなこどもに対してアプローチしていく必要があります。

さらに、こどもを取り巻く新たな課題のひとつとして、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題についても、本人や関係者の相談につながるよう取り組んでいく必要があります。

なお、令和 5 年度に実施された同調査においても同様の傾向が見られることから、引き続き、これらの課題に取り組んでいきます。

イ めざすべき将来像

生きる力を育み、こどもたちが様々な困難を乗り越え、社会の中で自立していける状態

ウ 施策

「こどもサポートネット事業」と連携し、スクリーニング会議で抽出された課題のあるこどもに対し、学習支援や登校支援を実施する区独自の取組である「学習・登校サポート事業」を実施します。具体的には、生活困窮やネグレクト・不登校等により学習機会が少ない児童・生徒を対象に、学校・自宅などで学習支援を行うほか、不登校傾向のあるこどもに付き添う形で登校支援を行うなど、個別のケースに応じたきめ細かい支援を行います。また、不登校により支援につながりにくい中学生を対象に、学校や家庭以外の第三の「居場所」を区役所に設置し、専門のスタッフが一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。

また、居場所づくり等、地域でこどもを見守り支援するため、区内の関係機関等と連携し、地域や団体へ必要な情報を提供する等のサポートを行っていきます。

さらに、ヤングケアラーとなっているこどもに対して、地域団体や関係機関等と緊密に連携のうえ、適切な支援を行っていきます。

エ 施策目標

(ア)「こどもサポートネット事業」により、支援につながった割合

【現状値】令和3年度 82.9%→令和4年度 99.5%→令和5年度 100%

【目標値】令和7年度 90%→100%

(イ)地域の居場所づくりにあたっては、地域の関係者へ必要な情報を提供する等サポートを行い、各地域で居場所が設置されている状態をめざす。

【現状値】令和3年度 6/10 地域

→令和4年度 7/10 地域

→令和5年度 7/10 地域

→令和6年度 8/10 地域

【目標値】令和7年度 10/10 地域

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)「こどもサポートネット」の実施

・学校において支援の必要なこども(世帯)を発見する仕組みを活用し、必要な支援へつなぐ。

(イ)区独自スクールソーシャルワーカー²¹の活用事業

・課題を抱える児童・生徒及び家庭へのスクールソーシャルワーカーによるアセスメント²²・支援の実施

(ウ)民間事業者を活用した課外学習支援事業

・民間事業者の学習支援のノウハウを活用した
放課後課外学習事業の実施

(エ)基礎学力向上支援事業

・学校ごとの課題に応じた教材の配付

(オ)学習・登校サポート事業

・こどもに対する家庭・学校以外の「居場所」の提供

(カ)つつじサポーター(大正教育活動協力隊)の活用

・授業中や放課後等に学習支援を行う学力向上支援サポーターや学校図書館の
図書館支援ボランティアの募集

(キ)就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業(大正区版ネウボラ)

・妊娠期から小学校への切れ目のない支援につなぐ「大正区版ネウボラ」の仕組みを活用し、4、5歳児の状況を把握の上、必要な支援につなぐ。

(ク)児童への虐待対応・防止

・要保護児童対策地域協議会の運営



学習・登校サポート事業

²¹ 課題を抱える子どもや家庭に対して、学校や地域・関係機関と連携のうえ、専門的知識を持って福祉的な助言や支援などを行う専門職

²² 「人やものごとを客観的に評価・分析すること」を意味する言葉で、課題を抱える児童・生徒及び家庭に関する情報を収集し、総合的に理解することにより、どのように支援をしていくかを判断すること

- ・家庭児童相談（心理相談含む）
- ・ヤングケアラー相談窓口
- ・サポートプランの作成

4 にぎわいと魅力あふれるまち「大正」

(1) まちの活性化

ア 現状と課題



大正区は、昭和40年には9万5千人の人口を数えましたが、令和5年度には約6万人にまで減少しています。しかし、令和6年には社会動態の急増により、前年の推計人口を上回る結果となりました。

事業所数については、過去10年で約4分の3に減少していますが、区内市税調定額は平成29年以降、上昇に転じるとともに、地価についても、上昇に転じています。

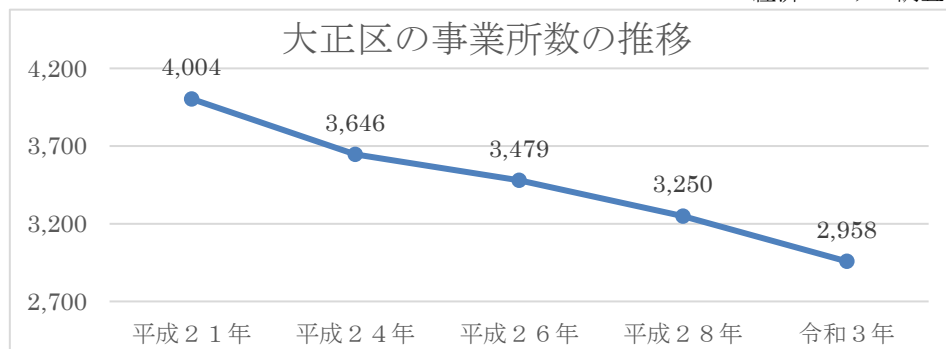
公民の連携により、TUGBOAT_TAISHO がにぎわいの創造拠点として設置され、また、泉尾北地域では文化住宅をリノベーションした「ヨリドコ大正メイキン」「ヨリドコ大正るつぽん」が誕生しました。大正駅周辺や他の地域にも新しいカフェや雑貨店が出店されるなど、まちの変化の兆しが見えています。

まちのにぎわいをさらに創出するためには、大正区の潜在的な価値を積極的に発信し続け、区内外の人々に興味や関心を持ってもらうことが重要です。そして、これらの拠点を「線」や「面」として広げていく必要があります。令和4～5年度にかけて実施した「大正トンボロマルシェ」や「Taisho さんぽ日和」といった社会実験は、地域への関心を高める一助となり、令和6年の推計人口増加や地域の活性化にも寄与したと考えられます。これらの成果を基に、さらに施策をブラッシュアップし、まちのにぎわいを持続的に高めていくことが重要です。また、鶴浜地区における事業予定地については、地域の意見等を取り入れながら売却を進め、活性化に繋げていきます。

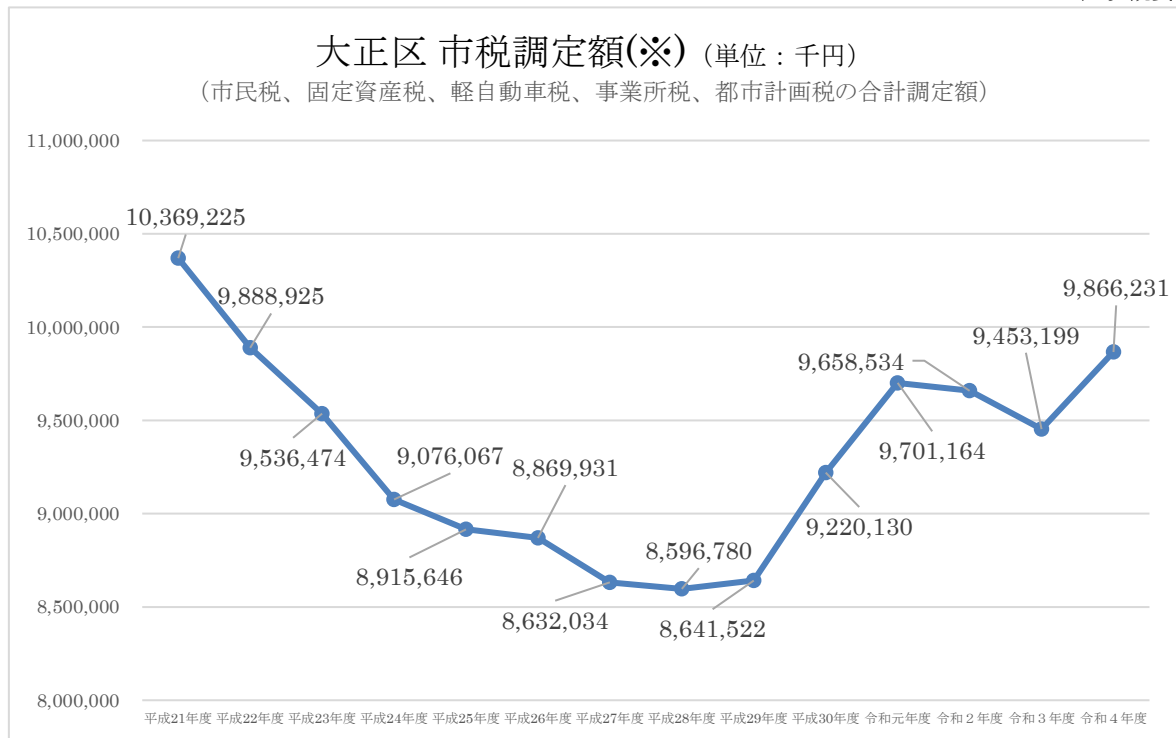
一方、平成30年度、令和元年度に実施した空家実態調査(三軒家エリア、泉尾エリア)では、住宅や店舗として利活用が可能であるにも関わらず、空家所有者が倉庫や物置等に使用したり、貸すことを諦めて放置するなど、市場に流通しない空家が散見されました。区内活性化のため、こうしたストックを有効活用することが課題となっています。

このため、空家でお困りの方や利活用のご意向がある方からの相談にワンストップでお答えできるよう、宅地建物取引士、建築士、司法書士、弁護士等の専門家で構成する大正区空家相談員制度を創設しました。今後は一層の利活用が進むよう、新たな取組についても検討していく必要があります。

経済センサス調査

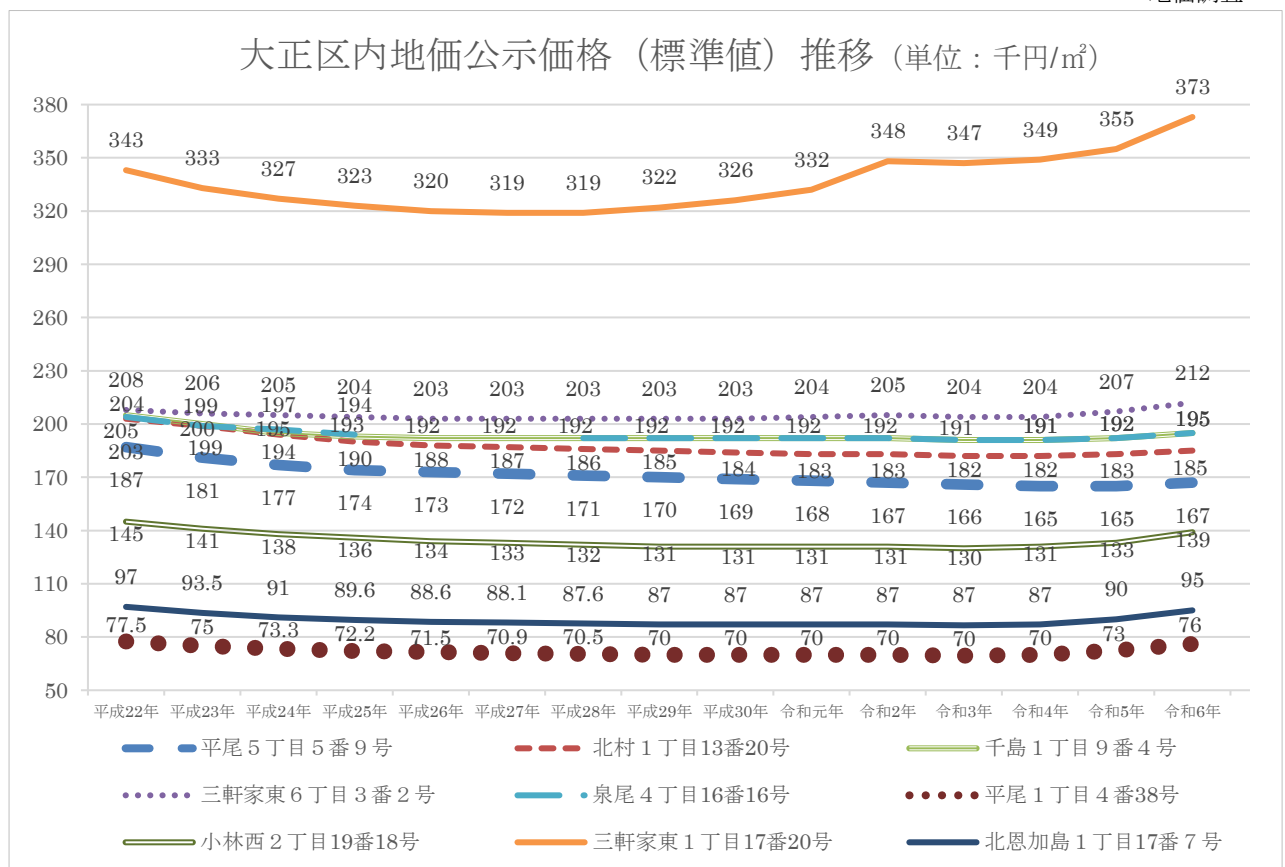


区政概要



※調定額とは、納入すべき金額のこと

地価調査



イ めざすべき将来像

- ・まちの都市活動が活発化されている状態
- ・遊休不動産が再生している状態

ウ 施策

大正区のポテンシャル（潜在価値）を実感する人々を増やし、区内での新規出店や投資を促進するよう、定期市として「大正トンボロマルシェ」や、区内の空家等を巡る「Taisho さんぽ日和」を、令和4～5年度にかけて区役所の社会実験として実施してきました。これらの取組で得たノウハウを活かして作成した「大正区エリア価値向上イベント等実施ガイド」や人の繋がりを活用し、引き続き、民間の力でにぎわいイベント等が開催できるよう実施主体に支援を行います。

また、「Taisho さんぽ日和」では、まちの中に点在する空き家をまちづくりの資源と見て、民間でのリノベーションを誘導することで空家等の利活用の促進を図るとともに、建物の新陳代謝を促すことでマイナスストック（負債）からプラスストック（資産）への転換を図ります。

そして、これまで地域で育んできた、人と人との優しいつながりを守りつつ、都市機能面では大きな変革をもたらすようにバランスをとりながらまちのリノベーションに取り組むことで、エリアの価値を向上させ、新たなにぎわいと活力を生み出していきます。

エ 施策目標

(ア)大正区内の地価公示価格(標準地)のうち4か所の変動率について、令和5年度から令和7年度に向けて微増状態をめざす。

- ・商業地（大正駅周辺） ・住宅地（北部）
- ・住宅地（中央部） ・住宅地（南部）

(イ)今後5年程度の空家の活用意向がある所有者の割合(大阪市)

(空家に関するアンケート調査)

【現状値】令和2年度 90.9%→令和4年度 91.9%

【目標値】令和7年度（策定当初）91%→（変更後）9割以上を維持※

※目標値については大阪市空家等対策計画（第2期）及び大正区空家等対策アクションプラン（第2期）により全市的に設定しています。

(ウ)空家相談員への相談につなげた件数

【現状値】令和3年度 11件 →令和4年度 20件→令和5年度 10件

【目標値】令和7年度 20件以上を維持

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)公民連携の促進

- ・区役所と民間企業等との連携による民間活力を活かしたまちづくり

(イ)エリア価値の向上に向けた地域活性化事業

- ・「マルシェ²³」及び「空家まち歩き」、遊休不動産の再生促進

²³ フランス語で「市場」という意味。ここでは大正トンボロマルシェのような「定期市」を想定

- ・「TUGBOAT_TAISHO(タグボート)」運営事業者の行政手続きの後方支援及び広報協力

(ウ)特定空家等の是正

- ・空家相談員による空家相談会



TUGBOAT_TAISHO(タグボート大正)



大正トンボロマルシェ



ヨリドコ大正メイキン

(2) ものづくり企業の活性化



ア 現状と課題

近年、産業構造や操業環境の変化、高齢化や後継者不足により区内の事業所や従業員数は減少し、そのことは区内の人口減少にも深く関わっています。

大正区では、これらの課題に対応するため、平成 25 年から企業と行政等で実行委員会を組織し、こどもたちにもものづくりの素晴らしさを伝える「ものづくりフェスタ」、職人の高度な技術を間近で見学できる「オープンファクトリー²⁴」、「全国修学旅行生ものづくり工場見学ツアー」といったものづくりのまち大正区としての発信と、ものづくり企業のネットワーク強化とともに、新たな人材の確保や周囲の住民の理解が得られるよう取組を進めています。

そのうえで、「ものづくりのまちとしての独自ネットワークを活用し、社会貢献活動や人材育成を通じて、地域課題の解決と企業の成長を促進する」ことを目的とし、社会貢献活動やこどもたちの将来の夢や目標を見つけるためのきっかけづくり、実行委員会の持続可能な事業運営のあり方についての計画を令和 2 年度に策定しました。

今後も企業間のネットワーク拡大や地域活動への参画を促すためには、この計画をさらに発展させ、効果的に官民での連携を進めていく必要があります。

イ めざすべき将来像

区内のものづくり企業が独自のネットワークを形成し、継続的に操業しつづけること。また、自律的、積極的に防災や防犯等のまちづくりや地域活動へ参画することにより、区民からの理解を得ることや、区民が地元企業に就労する等地域資源が循環し、「ものづくりのまち大正」が企業（従業員）・区民にとって「誇り」と「生きる力」になっている状態

ウ 施策

こどもたちにもものづくりの素晴らしさを伝える「ものづくりフェスタ」、職人の高度な技術を間近で見学できる「オープンファクトリー」、「全国修学旅行生ものづくり工場見学ツアー」の実施により、情報発信を行うとともに、企業同士のネットワークを図り、ものづくり企業の活性化をめざします。

エ 施策目標

【区民意識調査】

(ア)「ものづくり事業実行委員会主催事業を知っている」と回答した割合

【現状値】令和 4 年度 74.7%→令和 5 年度 82.7%→令和 6 年度 78.9%

【目標値】令和 7 年度 (策定当初) 75%→(変更後) 84%

(イ)「実行委員会による取組が、区のブランド力の向上や区民の誇りになっていると思う」と回答した割合

【現状値】令和 4 年度 77.2%→令和 5 年度 84.0%→令和 6 年度 79.1%

【目標値】令和 7 年度 (策定当初) 83.7%→(変更後) 85%

²⁴ 普段は見ることのできない迫力ある「ものづくり」の現場と、まちの魅力スポットを巡るツアー

(ウ)「企業が地域の活動に寄与していると感じている」と回答した割合

【現状値】令和4年度 51.3%→令和5年度 57.8%→令和6年度 58.8%

【目標値】令和7年度 (策定当初) 55.7%→(変更後) 59%

オ 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

(ア)ものづくり企業連携事業

- ・区内ものづくり企業等で構成する「大正・港・西淀川ものづくり事業実行委員会」に事務局として参画
- ・大阪産業創造館や大阪商工会議所等関連機関との連携



ものづくりフェスタ

第5章 4つの柱を支える共通の取組

1 地域まちづくり実行委員会の活性化



(1) 現状と課題

持続可能なまちとするためには、地域コミュニティ(小学校区単位)の充実・活性化と区民による地域活動の自律的な運営が必須です。

しかしながら、住民の高齢化や住民同士の関係性の希薄化等により、地域活動の担い手不足が喫緊の課題となっています。

地域活動を活性化し、自助・共助の機運の醸成を図るためには、住民が地域に興味と関心を持って関わっていただくとともに愛着を持って住み続けていただくことが重要です。

そのためには区民による自律的な運営が可能となるよう、行政は、情報発信や多様なつながり方のきっかけづくりの整備等の支援を行う必要があります。

また、地域まちづくり実行委員会に対する支援については、若い世代の地域活動への参加・参画促進等地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組をより自律的に進めていけるよう、各地域の自主的な取組に対して安定的で長期的な支援を継続していく必要があります。

(2) めざすべき将来像

地域の「子育て・教育」「魅力と潤いのあるまちづくり」「見守り支え合う暮らし」「安全・安心」について、みんなが話し合い、協力しながらまちづくりを推進し、自らの地域のことは自らの地域で決めていける状態

(3) 施策

多様な協働による真の住民自治の実現を図るため、地域まちづくり実行委員会が、その中心的役割を担い、地域課題の解決を自律的に進められる状態となるよう支援していきます。支援の手法として中間支援組織に支援業務を委託し、まちづくりセンターを設置していますが、令和7年度より単年度契約から長期継続契約に変更します。

(4) 施策目標

地域まちづくり実行委員会を知っていると回答した割合(区民アンケート)

【現状値】令和4年度 55.6%→令和5年度 43.6%→令和6年度 65.6%

【目標値】令和7年度 (策定当初) 60.5%→(変更後) 65.6%以上を維持

(5) 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

- ア 地域まちづくり実行委員会に対する支援事業・補助金による支援、まちづくりセンターの設置による地域の実情に沿った各種取組の支援
- イ 地域まちづくり実行委員会のつながりの拡充にかかる支援
 - ・地域まちづくり実行委員会委員長会の開催



地域の運動会



高齢者食事サービス

2 地域活動の活性化



(1) 現状と課題

地域の課題や資源等地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となり、活力ある地域社会づくりを進めるためには、地域コミュニティ(小学校区単位)の充実と地域活動の自律的な運営とともに、大正区に10地域ある地域のコミュニティ間のつながりも必須です。

そのため、人と人とのつながりづくりを促進し、若い世代やマンション住民等これまで地域活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民が地域活動に参加するきっかけづくりや情報発信等を行う必要があります。

また、多様な協働の主体(区民・区内企業・NPO法人等)が地域活動に参画する仕組みを構築し、それぞれの主体が強固につながるよう支援を行う必要があります。

さらには、持続可能なコミュニティ活動となるよう、地域コミュニティ同士のつながりをより一層強くする必要があります。

(2) めざすべき将来像

地域の「子育て・教育」「魅力と潤いのあるまちづくり」「見守り支え合う暮らし」「安全・安心」について、みんなが話し合い、協力しながらまちづくりを推進し、自らの地域のことは自らの地域で決めていける状態

(3) 施策

あらゆる世代の住民が地域活動に参加するきっかけづくりや情報発信等を行います。また、地域団体のほか、市民、NPO、企業等の様々な活動主体が、地域活動に参画する仕組みを構築し、また、これらの主体と協働することで、相互のつながりが強くなるよう支援していきます。

地域団体のほか、市民、NPO、企業等の様々な活動主体が、地域活動に参画する仕組みを構築するとともに、あらゆる世代の住民の地域活動への興味を喚起し参画を促すため、それらの活動主体や活動の内容をきめ細かに情報発信することで認知度、理解度の向上を図ります。また、持続可能なコミュニティ活動となるよう、コロナ禍が明け、徐々に活動が戻ってきた地域まちづくり実行委員会のさらなる活性化に向け、同委員会の主な構成団体である町会の組織や活動の支援をはじめ、様々な活動主体と協働することで相互のつながりを強化する取組を進めます。

(4) 施策目標

「地域まちづくり実行委員会や地域社協・地域振興会(町内会)、女性会、子ども会等、地域にお住まいの方々と構成された団体(地縁型団体)が行う活動に参加している」と回答した割合(区民意識調査)

【現状値】令和4年度 23.2%→令和5年度 21.3%→令和6年度 31.3%

【目標値】令和7年度(策定当初)25%→(変更後)32.0%

(5) 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

ア 大正区コミュニティ育成事業

- ・区民まつり等の市民団体・企業等と協働による事業の実施

イ 区民協働による魅力活性化事業

- ・大正区わがまちビジョン運営委員会と連携した事業の実施

- ウ スポーツ推進委員活動の支援
 - ・委員の推薦や広報支援
- エ 大正区成人式の実施
- オ 青少年指導員・青少年福祉委員活動の支援
 - ・指導員・福祉委員の推薦や広報支援
- カ 区役所附設会館の管理運営
 - ・大正区民ホール、大正会館の管理運営



3 区民ニーズの把握

(1) 現状と課題

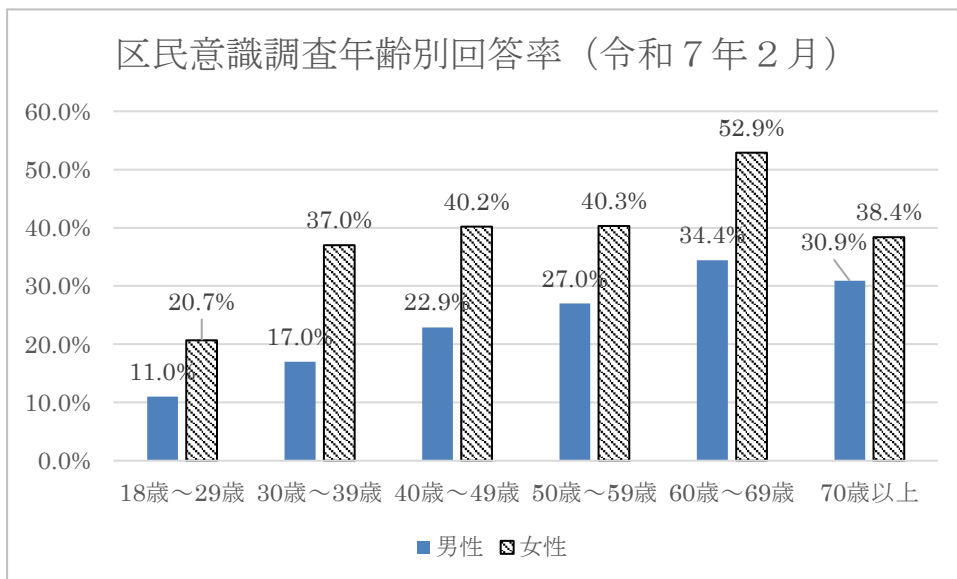


大正区では幅広い区民ニーズや意見・評価を的確に把握するため、無作為抽出した区民を対象に区民意識調査を実施しています。

この調査では、若年層の回答率が低い傾向にあることから令和5年度より行政オンラインシステム²⁵を活用したweb回答機能を導入し、回答率向上に向けた取組を進めています。また、幅広く区民ニーズや意見・評価を把握するツールとして、SNS(フェイスブック、エックス(旧ツイッター)、ライン、インスタグラム)を積極的に活用する等意見を反映する仕組みを構築する必要があります。

区政会議により区政運営や区が所管する施策及び事業について、立案段階から区民のご意見を把握し、適宜反映するため区政会議を開催し、区民で構成する委員からご意見や評価を受けています。

令和3年度に実施した委員への区政会議に対するアンケートでは、意見や要望、評価について「十分に区役所や委員との間で意見交換が行われていると感じている割合」、「適切なフィードバック²⁶が行われていると感じている割合」が共に大阪市平均を下回っている状況であったため、区政会議をより一層効果的に実施できるよう委員構成の見直し等、会議の運営方法の改善に取り組みました。その結果、令和4・5年度のアンケートでは肯定的意見が大阪市平均を超えており、一定の成果がみられます。



(2) めざすべき将来像

より幅広い区民ニーズを把握し、それを的確に反映された施策や事業が行われており、区民が実感している状態

²⁵ 行政手続きの受付をインターネット上で行える電子申請システム

²⁶ 委員からいただいた意見や要望、評価を区政等に反映させること

(3) 施策

区民意識調査の回答率向上に向けた取組を推進するとともに SNS のアンケート機能についても、幅広く区民ニーズや意見・評価を把握するツールとして、積極的に活用します。

区政会議をより一層効果的に実施できるよう引き続き会議の運営方法の改善に取り組んでいきます。また、区政会議委員に留まらず多くの区民にとって区政への参画を実感していただけるよう区政会議の見える化を推進します。

(4) 施策目標

【区民アンケート】

ア 「区役所が、様々な機会を通じて区民の意見やニーズを把握していると感じている」と回答した割合

【現状値】 令和4年度 47.2%

→令和5年度 41.3%

→令和6年度 45.9%

【目標値】 令和7年度 55%

【区政会議委員へのアンケート】

イ 「意見や要望、評価について十分に区役所や委員との間で意見交換が行われていると感じている」と回答した割合

【現状値】 令和3年度 62.5% (大阪市平均 69.6%)

→令和4年度 100% (大阪市平均 78.6%)

→令和5年度 100% (大阪市平均 79.3%)

【目標値】 令和7年度 (策定当初) 70%→(変更後) 100%

ウ 「意見や要望、評価について適切なフィードバック行われていると感じている」と回答した割合

【現状値】 令和3年度 75.0% (大阪市平均 80.3%)

→令和4年度 81.8% (大阪市平均 77.9%)

→令和5年度 83.3% (大阪市平均 81.9%)

【目標値】 令和7年度 (策定当初) 80%→(変更後) 83.3%以上

(5) 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

ア 「市民の声」などの受付・回答

イ 区民意識調査の実施

- ・回答率向上に向けた取組の推進
- ・SNS のアンケート機能による区民の意見やニーズの把握

ウ 区民等の多様な意見の把握・反映

(区政会議の開催)

- ・運営方法の改善・見える化の推進



区政会議

4 情報発信・伝達力の強化



(1) 現状と課題

現在の広報媒体は、広報紙（区内全世帯・全事業所）、ホームページ、SNS（フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、ライン、インスタグラム）、広報板（JR・Osaka Metro 地下鉄大正駅、区内 52 ヲ所設置の掲示版）、広報サポーターのポスター掲示及び報道発表によるマスメディアです。

広報紙についてはより多くの情報を掲載するとともに、誰にでも読みやすい構成となるよう令和 3 年度より毎月 12 ページに拡充しました。

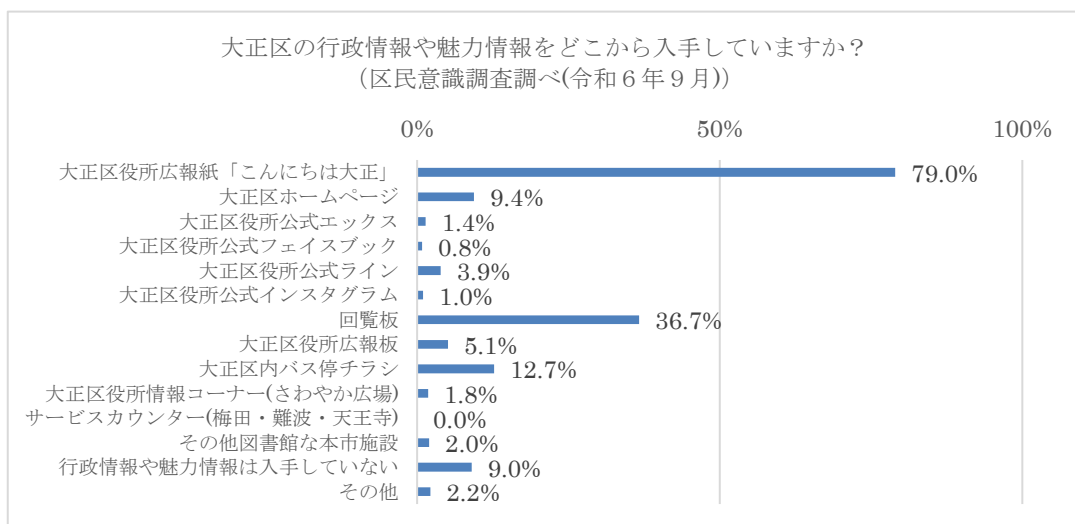
また、情報発信において即時性の高い SNS の情報をホームページでも確認できるよう、ホームページトップにフェイスブック及びエックス（旧ツイッター）の投稿を自動で表示できる仕組みを構築するなど、区役所からの情報がより届くよう工夫を凝らしているところです。

令和 6 年度第 1 回区民意識調査において「大正区の政策情報や魅力情報をどこから入手しているか」を調査したところ、広報紙が 79.0%と最も高く、地域の回覧板（36.7%）、大正区内バス停チラシ（12.7%）、区ホームページ（9.4%）と続き、紙媒体による広報が優位であることが明らかとなっており、特に、広報紙は他の媒体と比較して多くの方に活用されている状況です。

一方、当区役所でも運用を強化している SNS については、エックス（旧ツイッター）（1.4%）、フェイスブック（0.8%）、ライン（3.9%）、インスタグラム（1.0%）と他の媒体と比較して低い水準となっており、区民等に十分に活用されていないことがうかがえます。

また、特に 30 代以下の年齢層においては、そもそも「行政情報や魅力情報は入手していない」との回答も見受けられます。

これらの状況を踏まえ、区役所からの情報がより多くの人に求められ、有効に活用されるよう、また、今後さらに進むと考えられる社会のデジタル化に適應するため、区民のニーズを把握・精査し、既に紙媒体の広報媒体として広く認知されている広報紙等を活用するとともに、若年層にも情報を届けやすい ICT を活用した情報発信を重点的に行う等、ターゲットやニーズに合わせて情報を発信する必要があります。



(2) めざすべき将来像

全ての区民・事業所等に対して、必要な時に必要な情報が区役所から届いており、さらに、区役所からの情報により、市・区政への関心が高まり、まちづくりや地域活動への積極的な参画につながっている状態

(3) 施策

ア 区広報紙による広報

区政情報等の入手の媒体として既に多くの区民に認知・活用されているが、さらに「ほしい情報がほしい時に載っている」広報紙をめざします。

区民意識調査や SNS のアンケート機能を活用し、ニーズ把握に注力し、区民が知りたい情報と行政が発信したい情報のバランスがとれた紙面構成としていきます。

イ 各種広報媒体やプロモーション²⁷活動による情報発信

利用者数の伸びが低調である区 SNS を活性化するべく、発信するコンテンツ²⁸の精査はもとより、区の投稿が人の目に触れる機会増加をめざします。

区内で独自に情報発信をしているローカルメディア²⁹や地域団体、TUGBOAT_TAISHO(タグボート大正)等、区役所と連携している事業者等との SNS の相互フォロー³⁰・シェア³¹等を密に行うことができる協力体制を構築し、区 SNS と民間事業者の SNS それぞれが発信する「異なる」情報を互いのユーザーに届くようにすることで、各 SNS に新たな価値を付加していきます。

ウ 全ての住民にとって分かりやすい情報発信

言葉や文化の違いから情報が届きにくく、必要な行政サービスの利用が困難であったり、日常生活を行ううえで必要なルールが分からなかったりする方々へ、多言語や「やさしい日本語」を用いた様々な広報媒体でわかりやすい情報発信を行います。

(4) 施策目標

「区役所から必要な時に必要な情報が届いていると感じている」と回答した割合(区民アンケート)

【現状値】令和4年度 56.9%→令和5年度 45.2%
→令和6年度 50.1%

【目標値】令和7年度 65%



広報紙

(5) 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

ア 広報紙「こんにちは大正」の発行(企画編集・印刷・全戸配布)

イ 区の行政情報・魅力発信の充実(ホームページ、SNS(フェイスブック、エックス(旧ツイッター)、ライン、インスタグラム)による行政情報や魅力発信)

²⁷ サービス等の宣伝や広告を行うこと

²⁸ インターネットや SNS 等のメディアを通して伝えられる情報内容

²⁹ 地域限定の情報を発信している情報媒体

³⁰ 特定の投稿者の投稿を常に確認できるように相互に登録すること

³¹ インターネットで見つけた記事や投稿を、自分の SNS を使って共有すること

5 行政デジタル化の推進による区民サービスの向上



(1) 現状と課題

日々進歩するデジタル技術やデータを活用し、大胆に業務を見直すことによって、行政サービスの向上と徹底した業務効率化を図る DX(デジタルトランスフォーメーション)が求められており、国においては令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行し、自治体システムの標準化について令和7年度末を目標として取組を進めています。

本市においても、令和4年4月に「Re-Design おおさか 〜大阪市 DX 戦略の基本的な考え方〜」を、令和5年3月に「大阪市 DX 戦略」及び「大阪市 DX 戦略アクションプラン」を策定し、自治体システム標準化に伴う区役所 DX・デジタル手続きを前提とした業務プロセスの見直し・自動化・集約化等の改革を推進し、区民サービスの向上を図る取組を進めています。

区役所は、国や本市において取組を進めている行政サービス DX に対応できるよう、行政オンラインシステム等の ICT を活用し、区民の利便性向上のため業務のオンライン化を進めるとともに今後拡大するマイナンバーカードを活用したオンラインサービスを誰もが利用できるよう、全ての国民がマイナンバーカードを保有することをめざす国の方針に則り、引き続きマイナンバーカードの交付促進に取り組む必要があります。

(2) めざすべき将来像

ICT による行政サービスを誰もが利用できる状態

(3) 施策

行政オンラインシステム等の ICT を活用し、区民の利便性向上のため業務のオンライン化を進めるとともに、引き続きマイナンバーカードの交付促進に取り組めます。また、区民の皆様がデジタル機器やデジタルサービスを体験し、デジタルの利便性を実感できる機会の支援を継続することで、ICT リテラシー³²の向上をめざします。

(4) 施策目標

(ア) スマートフォン教室を実施した地域数

【現状値】 令和3年度 0/10 地域→令和4年度 1/10 地域
→令和5年度 5/10 地域
→令和6年度 10/10 地域

【目標値】 令和7年度（策定当初）10/10 地域→（変更後）3 地域（2 度目の開催）

(イ) 「スマートフォン教室の講座内容に満足した」と回答した割合(教室参加者アンケート)

【現状値】 令和3年度 未実施→令和4年度 71%
→令和5年度 78%
→令和6年度 91.7%

【目標値】 令和7年度 （策定当初）90%→（変更後）90%以上を維持

³² パソコンやスマートフォン等を活用する能力

(ウ)マイナンバーカードの交付率

【現状値】(大正区) 令和3年度 40.8%

→令和4年度 63.6%

→令和5年度 74.4%

→令和6年度 82.7% (R7.2 末時点)

(大阪市平均) 令和3年度 45.4%

→令和4年度 67.3%

→令和5年度 77.4%

→令和6年度 84.6% (R7.2 末時点)

【目標値】令和7年度 (策定当初) 76.2%→(変更後) 大阪市平均以上

(5) 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

ア ICT リテラシーの向上や支援の継続

- ・国及び府事業等を活用した区民の教室事業の展開

イ 窓口サービスの充実

- ・各種手続き届出の web 予約実施、行政オンラインシステムを利用した事前申請の受付
- ・キオスク端末³³を区役所2階フロアに設置(令和7年2月)し、マイナンバーカードを利用しての各種証明等取得の促進
- ・キャッシュレス対応のレジを設置(令和7年2月)
- ・申請書作成支援システムを設置し、書かない窓口の実現をめざす

ウ マイナンバーカード個人番号カードの普及への取組

- ・区広報紙、SNS(フェイスブック、エックス(旧ツイッター)、ライン、インスタグラム)、ホームページ等での啓発



³³ 証明書等を発行できるマルチコピー機

6 区役所職員のスキル向上



(1) 現状と課題

区役所は区民が様々な手続きに来庁される身近な場所であり、間違いのない迅速な手続きを行うことは当然のことながら、訪れた方が窓口での対応に満足いただけるよう、来庁者等に対する窓口サービスのより一層の向上が求められています。

この間、区役所来庁者等に対する窓口サービスの格付けにおいては、平成28年度から8年連続で「民間の窓口サービスの平均的なレベルを上回るレベル」とされている星2つを獲得しています。

(2) めざすべき将来像

常に大正区役所に対する信頼が確保されている状態

(3) 施策

来庁者の皆様に満足いただけるよう外国人など日本語があまり得意でない方に対しては、多言語や「やさしい日本語」を用いるなど、対応を行っていきます。

さらに、職員への研修等により、一層の接客スキルの向上に努め、区役所来庁者等に対する窓口サービスの格付けにおいて、「全国に誇れる極めて高度なレベル」とされている星3つの獲得をめざします。

また、コンプライアンス³⁴の確保はもとより、業務を遂行する際は、日ごろから当たり前のことを徹底的に行う凡事徹底を心がけ、事務処理誤り等による不適切事務をなくします。

(4) 施策目標

ア 区役所来庁者等に対する窓口サービスの格付け

【現状値】令和4年度 星2つ

→令和5年度 星2つ

→令和6年度 星2つ

【目標値】令和7年度 星3つ

イ 不適正な事務の発生件数

【現状値】令和3年度 13件→令和4年度 8件→令和5年度 9件

【目標値】令和7年度 0件

(5) 主な事業・業務計画

(詳細は、年度ごとに作成している事業・業務計画書をご覧ください。)

ア 庶務業務及びコンプライアンスの確保

・接客研修、区長、副区長による職場巡視



³⁴ 法令を守ること。大阪市では、これに加え「全体の奉仕者として、法令の奥にある市民の要請を理解し、これに応えていくこと」としている。

大正区将来ビジョン 2025

令和 5 年 4 月 1 日 制定

令和 6 年 4 月 1 日 改訂

令和 7 年 4 月 1 日 改訂

大正区役所 総務課庶務グループ

〒551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95

電話：06-4394-9975 ファクシミリ：06-6553-1981